

第10回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年8月4日（火）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆(ご欠席)	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席)	環境省地球環境局環境協力室長
中川 亜紀子	

【事務局発言者】

廿枝 幹雄 JBIC 開発業務部企画課長
杉本 聡 JBIC 環境審査室第二班課長
熊代 輝義 JICA 審査室準備室次長
渡辺 泰介 JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

岡崎 克彦 JBIC 環境審査室室長

午後 2 時 0 3 分 開会

開 会

原科座長 それでは、定刻を若干過ぎましたが、これから開会いたします。

直前にビューロー会議を開きまして、今後の進め方について検討しました。検討に時間を要するようですので、次回また検討いたしますけれども、そんな状況でございますので、今日はちょっとスタートがおくれてしまいました。

それでは、第 10 回になりますが、有識者委員会を開会いたします。

議題は「論点に関する議論」ということですが、今後の進め方についてもある程度議論しなければいけないと思います。より詳しくはビューローで決めますけれども、この段階で何か御意見等ございますでしょうか。

福田委員 ビューローでの議論なのですけれども、私が言うのも何ですが、ビューローでこういうことが議論されたということは委員会に毎回御報告して、ほかの委員の方とも情報を共有しておいた方がよろしいかと思えます。

原科座長 それはおっしゃるとおりです。うっかりしました。いつもそうやっておりました。

では、ビューローの議論を申し上げます。この資料は入っていますか。スケジュール案の裏表のもの。お手元の一番最後に入っております。これはビューローで今議論したのですが、大体このようなことを御説明しました。

これは私が以前から申し上げていたものを書いてみたものですが、裏側はこれまでの経緯です。9回行ってまいりました。こういったペースで進めてまいりました。そういったことを踏まえまして、1ページ目に今後の進め方を書きました。9月下旬から10月中旬にかけては、新JICAが発足しますので、この委員会を開くことは難しいかもしれません。時間があきますので、その間に中間報告書を執筆すればいいかなと思います。ということは、中間報告書を執筆できるように、今予定しております9月の第3週まで、きょうを含め6回ございますので、この6回で議論を終えて一区切りつけたいと思います。これは大変きついスケジュールだと思いますが、そうしないと時間を有効に使うことができません。9月中ぐらいから10月中ぐらいまでは中間報告書案をつくって、ビューロー等には協力いただきますが、そういうことで進めまして、10月下旬から中間報告書案の中身の検討をし、11月の中旬には中間報告書を出す。これに基づきまして、新JICAでガイドライン案を作る。ですから、中間報告書の中にガイドライン案の素案になるようなものを書いておけば次のガイドライン案づくりが効率的にいくだろうという考え方です。

12月中旬以降はこの資料に書いたスケジュールのようなことで進めてまいります。12月を過ぎますとパブリックコメントを募集します。通常は一月ちょっと時間をとるのが今のやり方ですから、そのぐらいいとります。その間に、ここには書いてありませんけれども、パブリックコンサルテーションも開くことを予定しておりますから、その両方を合わせてやりますと結構大変だと思います。2月になりましていろいろいただいた意見を取りまとめまして、これにどう対応するかという議論に1~2回は必要だと思います。そして、これはうまくいった場合ですけれども、2月中に最終案が決まります。あとは3月に新JICAの内部手続きがございますので、それを経まして4月から運用開始、これは最大限頑張って4月開始でいけるかなということになるかだと思います。このような提案をいたしまして、議論しました。

ただ、これに関しましては、まだこれでいいというわけではありまして、中間報告書案を我々委員会で出すのではなくて、もちろん出しますけれども、その中に素案を書くのではなくて、事務局の方で素案は並行して用意しておいて、それを提案するというのではどうかという案も事務局から出されました。これに関しては有識者委員会で議論するという段取りでございますので、その辺どう考えるかということはあると思います。それから、既存のものを手直しするだけで済むのであればそういう格好もとれますけれども、今回は

業務の中の半分ほど、特に大事なものが新たな形になりますので、これはやはり委員会で提案しなければいけないと思います。具体的に言いますと、有償資金協力ですね、これの協力準備調査から始まる一連のプロジェクトサイクルを一貫したものをつくらなければいけないということがございます。もう1つは無償資金協力のJICA担当分ですね。直轄と言いますか。その部分に関して同じような流れで、協力準備調査から無償の案件、最後のところまでプロジェクトサイクル全体が対応しなければいけない。この2つは新しいこととなりますので、既存のものを少し直すというようなことでは、なかなかいかないだろうということがございます。そんなこともございまして、中間報告書案を委員会の方でつくっていくということも申し上げておきます。しかし、これは結論が出ておりません。ということで、中間報告書案の目次等をさらに検討して、次回第11回委員会の直前にきょうのようにビューロー会議を開きまして、もう少し詰めた議論をしたいと思っております。

そんなところで報告はよろしいでしょうか、ビューローの皆さん。

清水委員 執筆担当に関して、中間報告書をだれが書いて……

原科座長 それは議論する時間がなかったのです。委員会開催の2時になってしまいました。途中で議論はストップしました。

むしろビューローの方、今の説明で大体よろしいでしょうか。

そんな次第でございます。

それで、1つは、10月以降の暫定措置についてそろそろ考えなければいけないと思うのですが、これはきょうはまだ決めなくてよろしいですか。暫定というのは、新ガイドラインができないと今のガイドラインを使いますね。それはどういう適用をするかということです。それに関する相談はまだいいですか。きょうの段階でなくてもいいですか。

事務局（渡辺） そうですね。

原科座長 では、次回ぐらいで。

事務局（渡辺） 事務局としましては、新ガイドラインについての御議論を急いでいただきたいと思っております。10月からの暫定措置は当然今のガイドラインを使ってやることになっておりますので、新ガイドラインの御議論をお願いしたいと思っております。

原科座長 そうすると、協力準備調査はどういう扱いになりますか。それはまだ議論が固まっていないでしょう。

事務局（渡辺） とりあえずやれることをやっていくということかと思っております。当然、新ガイドラインが固まればそれに応じてやっていくことになると思っておりますので、そ

れまで短期間のものをここで御議論いただく必要もないかなと思っております。

原科座長 ただ、協力準備調査というのはすぐ始まってしまう。新体制になって、すぐ始まってしまう可能性がありますね。始まると思います。基本が大事で、そこをきちっとやっておかないと後に憂いを残しますよ。基本的には、私が前にも申し上げたし、事務局もおっしゃったように、有償資金協力事業と一体とおっしゃったので、当然ガイドライン対象で、既存のものを適用していただきたいと思います。それは申し上げておきます。

それでは、暫定措置については今日はまだ議論をするタイミングではないということでございました。

では、論点に関する議論に入りたいと思います。

福田委員 済みません。早水さんの代理の方がいらっしゃるようなので、御紹介いただければと思うのですが。

原科座長 そうですね。済みません。

早水委員が8月1日付で異動されましたので、後任の方ということで、きょう御着席いただいていると思いますけれども、後任の方の代理の方ですね。ちょっと御紹介ください。

小林委員（代理：中川） 今、原科座長から御紹介のありましたとおり、早水室長は8月1日付で異動になりまして、かわりに小林香室長が協力室の室長となりました。本日、新旧室長とも都合が悪く、私、協力室室長補佐の中川がかわりにこちらに参っております。どうぞよろしくお願いいたします。

原科座長 どうもありがとうございました。

議 題

(1) 論点に関する議論

原科座長 それでは、いよいよ論点に関する議論に入ります。

一覧表でいきますと、 の5「環境レビュー」からになります。ページでいきますと8ページ、9ページ、10ページにわたって書いてございます。1番目が「カテゴリA事業におけるEIAの義務化」、2番目が「カテゴリF I事業の環境レビュー」、3番目が「国際的な基準やグッドプラクティスの参照」、それから10ページに「その他」。

A事業、B事業、C事業というカテゴリはJICA・JBICともにほぼ同じ概念と考えてよろしいかと思いますが、事務局、そんなことでよろしいですか。それから、JB I

Cの場合にはもう1つ、F Iというカテゴリがございます。これは実際に事業を行うことではなくて、資金協力機関に融資してその先でやるというワンクッションつく場合はF Iという表現をしております。

まず、「カテゴリA事業におけるE I Aの義務化」でございます。この表はJ B I Cの規定に関するコメントということになりますか。ちょっと御説明を。

事務局（杉本） ここで書かせていただいております件ですが、まずJ Jのポイントということで、今のガイドラインでいきますと、非自発的住民移転だけを理由にカテゴリAとなる場合にも カテゴリAということになりますと、すべてE I Aを実施し、報告書を提出し、かつ公開するという書きぶりになっているわけです。カテゴリAの多くの案件はそもそもこういった形でE I Aを実施する必要がある案件ではありますが、その一部には、フルのE I Aを実施するほどの環境への影響が予想されない、そちらの面でのインパクトが小さい、しかし事業に伴う非自発的住民移転が多く発生するということが結果的にAになっている案件があります。その場合、通常は、E I Aの中で住民移転について詳細に検討するというよりは、別途住民移転計画等々をつくりまして、そちらで検討することになりますので、こういうことであれば、途上国側の限られた資金ですとか人員のリソースをむしろ住民移転計画の作成等々に中心的に振り向けた方が合理的という場合がごくたまにあるのですけれども、そういった場合にもE I Aをつくって出すのがマストになってしまっているということがございます。数は非常に限られていることは認識しているのですが、こういったケースが出てくる場合には、実態ベースに合わせて必要なところにリソースを集中的に投入していくというような対応をしていくことが現実的なのではないかということで、今回このようなポイントを出せていただいている次第でございます。

具体的な案件としましては、以前この論点をざっと御説明させていただきましたときに、例えばどういう案件があるのかご照会を頂いたのですが、もう一度申し上げますと、小規模な下水処理の案件をやるような場合、そのサイトが町中であって、その住民がどうしても移転する必要がある、それでサイトとしてほかの場所を選ぶのは難しいというような案件ですとか、災害復旧のような案件で、例えば火山灰の撤去等をしていく場合にどうしてもその周りに住み着いた人たちの移転が発生してしまうですとか、過去何年か分の案件を調べましたところ、そういった案件がこのケースに該当するような形になっているかと思っております。

ですので、決して基準を緩めるという話ではないのですけれども、より詳しく調査をす

る、案件の実態に合わせて、むしろE I Aよりも必要なものがあるという場合であれば、そちらの方に途上国の限られたリソースを振り向けるという形で対応することも考えられるのではないかと考えてございます。

原科座長 というようなことでございます。いかがでしょうか。

清水委員 御説明ありがとうございます。

1つ質問なのですが、現在J B I CとしてA案件になるには、大規模非自発的住民移転の定義が、影響住民の方が200人以上か200世帯以上だったかと思えますけれども、それについて、200人以上だったからA案件になってしまったということでしょうか。つまり、今の御説明ですと、大規模非自発的住民移転だったのか、それ以下の非自発的住民移転だったのかという点がよくわかりませんでしたので。

事務局（杉本） 済みません、その点は大規模非自発的住民移転ということで、ガイドライン上の影響を及ぼしやすい特性のところに該当するということがA案件になっているケースについて申し上げます。ですので、数百人単位で移転が出るようなものを想定しています。

原科座長 フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私としては、この点については御説明ごもっともだなと思って聞いていたのですが、若干異論がございます。というのは、E I Aの中には社会影響評価的側面を含んでいるE I Aもかなりあるのかなと考えているのです。

もう1点は、現行のガイドライン上で、もちろんゼネラルな文言として代替案を検討できるぐらいの早期の段階から住民協議が行われるべきと規定されているのですが、実際問題、早期の段階の協議というものが途上国側ではE I Aという手続の中で担保されていることが多いのかなと考えることもございます。ですから、もちろんE I Aのスコープを注意深くとることにより、住民移転が重大でカテゴリAになる事業についてはより社会的側面での影響を評価する必要があるとは思いますが、こうしたE I A手続の利点というものもあるのかなと考えております。

今、御説明の中で、E I AのかわりにR A P、住民移転計画をというようなお話で、これも大変ごもっともな話かなと思うのですが、ただ、現行の住民移転計画をいろいろとレビューいたしますと、住民移転計画はどちらかというと社会影響評価に対する緩和策というのですか、より事業のフェーズが進んでから、ではどうやって緩和していこうという、

そういったアクションプランで、補償パッケージの内容ですとか移転先の話とか、そういったかなり現実的な緩和策であることが多いように感じているのです。ですから、事業ありきではなく、より早期の段階から住民の方々の声を聞いていくということについては現行のE I A制度の利点があるのかなと感じている次第です。

事務局（杉本） 今御指摘いただきました点ですが、まず1点目のE I Aの内容についてですけれども、内容詳細について作成時にこちらから指導しているわけではないので、物によっていろいろと幅があるのは確かだと思います。ただ、今のJ B I Cのガイドラインの、日本語ですと16ページにありますように、こういったものについて標準的にということで別表として載せているものがございます。これは世銀のOP 4 . 0 1に基づいて作成しており、ちょっと語弊があるかもしれませんが、必要なものがどこかということで見ていきますとどうしても環境への影響が中心になってきて、社会面についていろいろな案件に出ているE I Aがすべてカバーしているかということ、必ずしもそちらがやっていない場合もある。E I Aをつくるとなると、特に自然環境ですとか汚染対策といったものについても一通りやっていきますので、もともとそういったところについて非常に懸念が少ない、やった作業についてのリターンが限られているというのが予め見えているような場合であれば、途上国側も少ない予算を使ってそこにインプットしているわけなので、もっとほかの方に振り向けるということがあるのではないかということです。

あと、住民移転計画については、確かにおっしゃるとおり、それぞれ影響を受ける住民に対して、移転先がどこで、どのぐらいの補償があってというような詳細については、詳細設計等々が行われて実際に図面が引かれてからということになっていくと思いますけれども、その前の段階、環境レビューの段階でも、大規模な非自発的住民移転が生じるものにつきましては、どういった方針で進めていくのかということをそれなりの根拠に基づいて調べた上で方針として出してもらっている。それを環境レビューの際に中身をレビューして確認して、足りなければ追加資料を出してもらって確認していくということをやっています、当然、その中でも、E I Aと同じような形で住民協議をやっているわけです。それは、先日のガイドラインの補足の現地調査でも、こういう形でやっていますということとでそれぞれの国について御説明させていただいたとおりです。その意味では、当然それだけのことを二重でやっていけばそれにこしたことはないという御意見もあるかと思うのですけれども、もともとのインプットのところが限られているということで、より大きなインパクトが見込まれるところにやっていくという考えもあって、御懸念の点は、住民

移転計画の作成の過程においてもプロセスとして担保されていると考えていますので、今の中でも十分に対応していけるのかなと考えている次第です。

原科座長 満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。御説明ありがとうございました。

私の問題意識は2点ありまして、ちょっと繰り返しも混ざってしまうのですが、まず、E I Aのスコープの中に社会影響評価も含んでいる場合が多くて、当該国の法制度に基づいて住民にしかるべき情報が提供されていくという意味では、住民移転を伴う理由でカテゴリAになる事業にとっても非常にいいことだなと感じることがあるのです。そちらの方はその国のE I A制度によってそこまで社会環境的側面が強く取り入れられていない場合、例えば日本なんかはそうだと思いますが、そういった国もあるかもしれないのですが、私の懸念は、今現在E I Aの中で行われている社会影響評価が、住民移転が伴う案件だけを理由にカテゴリAとなる事業においては落ちてしまうのではないかという懸念です。

というのは、2点目に移りますが、R A P、住民移転計画というものの性格はやはり緩和措置中心となるのかなと、今までレビューしたものを踏まえて考えるとそういうふうにかんがえることがありまして、例えば住民の方々との協議などを拝見するに、住民の方々の関心が、自分たちは動かなければならない、であるならば補償金は一体どうなっているのか、移転先はどうなっているのかという、住民の人たちとしてはかなり切実な、要は事業ありき、その後の自分たちの生活はどうなるのだというところに振り向けられてしまい、住民協議もそちらが中心となることが多いように思っているのです。ですから、仮にJ B I Cさん御提案のこのような措置を加えるのであれば、社会影響評価というものをどうやって取り扱っていくのか。住民移転計画については現行ガイドラインではしっかりとした記述がなされておりませんが、住民移転計画だけでよしとするのであれば、事業ありきの住民協議にならないように、社会影響評価なり代替案のレベルで住民協議をどうやっていくのかということも織り込んだような形での措置が必要かなと考えている次第です。

原科座長 E I Aであれば、事業ありきという段階よりも前のところに対応できるけれども、R A Pの場合はもう事業ありきになってしまうから、その懸念だということですね。そこで、インパクト・アセスメントとよく我々は言っていますけれども、ソーシャルもあります。エンバイロメントだけではないのです。ということで、ソーシャル・インパクト・アセスメント（S I A）ということ、むしろそちらの方の文書を出してもらおうという

ようなことももちろん考えられるわけですね。ですから、E I Aでは不適切ではない場合もあり得るかもしれませんが、その場合、逆に言うと、S I Aに類するものを出していたとか、そんな対応もあるかと思えますけれども。

お2人順番に。では、清水委員、どうぞ。今の関係ですね。

清水委員 論点は今の点なのですが、私は別の観点からの懸念が。

原科座長 福田委員は今の関係ですか。

福田委員 ちょっと違います。

原科座長 では、清水委員、どうぞ。

清水委員 別の観点からの懸念がありまして、J B I Cさんのおっしゃっていることも一理あるかと思いつつ、これだと情報公開の観点から1つ抜け落ちてしまう点があるかなと思いました。というのも、現在のJ B I Cのガイドラインでは、E I Aの作成と公開については適切に書かれているし、各国でもE I Aの公開については法律で義務づけられているところが多いと理解しています。一方で、住民移転計画についてはJ B I Cのガイドラインでも、現在、J B I Cに対して提出するとはなっていますけれども、その作成と公開についてはきちんと書かれていない。提出ということが書かれているので作成は前提となっているわけですが、住民移転計画の公開の部分が確保できていません。現在の状況ですと、大規模住民移転が発生したときには、情報量が少なかつたとしてもE I Aにある程度の社会影響もしくは移転計画が含まれていると理解しています。一方、E I Aがなくなってしまうと住民移転計画も公開されないとなると、これはまずいのではないかなと思います。ですから、J B I Cさんの提案を取り入れるのであれば、これとセットで、必ずR A Pの作成と公開を義務づけなくてはいいないと考えます。

原科座長 今の点はいかがでしょう。そういうことになりますか。

では、先に福田委員。

福田委員 私が申し上げようとしたことは清水さんのおっしゃったことと全く一緒であります。

ちょっとした具体例だけ申し上げたいのですが、以前、第4回だったかの委員会で御紹介したカンボジアの国道1号線の事業があります。これは無償の事業ですが、この事業について、J I C Aの皆さん、あるいは外務省の皆さんは、今のところきちんとJ I C Aのガイドラインに沿ってやっていますとおっしゃっていただいています。実際にこの事業で何が行われているかという、住民移転計画はないのです。住民移転計画は最終的

に JICA がつくった案があるのですが、これをカンボジア政府に渡した後、カンボジア政府はこれをファイナライズしていない。これはもちろん公開されていない、協議も行われていないという中で、実際現在事業はどんどん進み、全線の 7 割ぐらいの人たちはもう移転が済んでしまっているのです。こういうものを現在のガイドラインは、少なくとも JICA や外務省の読み方によれば、許容しているわけです。したがって、今、清水さんがおっしゃったように、確かに住民移転計画の提出は義務づけられている、しかし、現在のガイドラインの読み方としては、住民移転計画の現地での公開なり協議というところまでは義務づけていないわけです。したがって、私も清水さんと全く同じ意見なのですけれども、私は今回の JBIC の提案は理にかなった提案だと思っておりますが、そのかわりに、必ず住民移転計画についてドラフトが公開され、協議され、そして最終案も公開されるという点が入ることが、この提案を今回ガイドラインの改訂において反映することの前提になると思っています。

原科座長 ですから、対象は環境ではないけれども、ソーシャル・インパクトということで、手続的には同じように情報公開してもらいたいということですね。

それはそういうことですね。

事務局（杉本） 御指摘ありがとうございます。その点も踏まえて対応については引き続き検討したいと思います。

原科座長 では、今の件はそういうことでよろしいでしょうか。

では、次の「カテゴリ F I 事業の環境レビュー」に参ります。ここは長く書いてございますけれども。

事務局（杉本） それでは、この点もかいつまんでポイントを説明いたします。

これも話としてはこれまでの委員会の中で何回か出てはいたしましたが、今のガイドラインの中では、カテゴリ F I についてどういった環境レビューをやるかということについては、現行のガイドラインで初めてこの概念が導入されたということもあるかとは思いますが、割と簡単に書いてありまして、具体的なイメージ、具体的にどういったことをやるのか非常にイメージがわきにくいという御指摘をいただいているところです。一方、このガイドラインに基づくオペレーションを通じまして、どういったところがポイントかということをお我々の方でもエクササイズとして積み上げてきたところがありますので、そういった点について、できる範囲で、このガイドラインの改訂に合わせて、具体的なイメージがわきやすいような記述で盛り込んでいきたいということでございます。

とりあえず以上です。

原科座長 ワンクッションあるということではなかなかわかりにくいところがありますので、例えばJACSESの方の御意見、「カテゴリF Iの情報公開方法及びモニタリング方法をガイドラインで規定すべき」という意見をいただいておりますけれども、この件はいかがでしょうか。

事務局（杉本） 情報公開と、1つは、こういったカテゴリF Iの事業の中で、現在、通常のカテゴリAの案件ですと、E I Aの公開といった環境社会配慮関係の情報の公開があるわけですが、実態面として、そういったものをどうするかということを書ききつておきたいという御指摘かと理解しています。この点については、以前の委員会の中でも、例えばカテゴリAに相当するような案件が出てきた場合には、サブプロジェクトの場合でも単一事業のカテゴリA案件と基本的には同じ考え方に沿って対応しているということを御説明させていただいていることもありますので、そういった形で、できるだけ現行行っている考え方に沿って記述していければと考えているところです。

原科座長 ということでございますが、よろしいでしょうか。何か御意見ございますか。

福田委員 議論の進め方ですが、ここではJACSESの方から提案がありますので、最初にできるだけ提案者の方にこういった趣旨でということをお話いただいた方がいいかなと思います。後ろの環境レビューの方法についてはまたこちらの方から御説明したいと思いますが、先にJACSESの論点について御説明いただければと思います。

原科座長 では、簡単をお願いします。

一般参加者（田辺） JACSESの田辺と申します。

この点に関しては、最初にJACSESの方で、規定する中身については具体的に提案はしていないのですが、規定すべきという提案をさせていただきました。その後NGO提案して下の3点に関して具体的に提案させていただいています。1つは、スクリーニングを行う体制を有しているかどうかを確認する。それから、カテゴリAが想定されない場合は、サブプロジェクトについてモニタリングが確保されていることを確認する。それから3点目、これが一番重要だと思うのですが、カテゴリAのサブプロジェクトが想定される場合に、JBIC自身がきちっと通常のカテゴリA案件と同様にレビュー及びE I Aの公開等の情報公開を行うということを提案させていただいています。この点に関して、今の説明だと新JICAがどのように検討するのかというのがよくわからなかったのですが、もう少し具体的にお聞かせいただけると幸いです。

事務局（杉本） 今、田辺さんに御指摘いただきました3点は、我々としてもまさにカテゴリF I案件のレビューのポイントと考えているところと同じですので、この点についてどのように書いていくのが我々及び相手国政府にとってわかりやすいかということで考えたいと思っております。ありがとうございます。

原科座長 福田委員、どうぞ。

福田委員 済みません、NGO間でやり取りをするのもあれなのですが、田辺さんに確認させていただきたいのですが、ここでのJ A C S E Sの提案というのは、F Iにおける情報公開とモニタリングの方法を規定すべきという提案なのですね。一方、NGOで私たちが共同で出したものは、これは環境レビューの方法についての提案なので、田辺さんがここで書かれていらっしゃるのと下のNGOの提案というのはイコールではないので、その点について確認させていただきたいのですけれども。

一般参加者（田辺） 環境レビューのポイントに関してはまさにNGO提案の中で書いたことで、モニタリングに関しては、このNGO提言の中では書いていないのですが、モニタリングレポート等できちっとサブプロジェクトの状況を公開していくということを想定しています。

原科座長 今の点に関しては、J B I C、どうでしょうか。

事務局（杉本） モニタリングに関しましては、「モニタリング」の項目が次の6番のところになってきますけれども、モニタリング方法を情報公開するかということについては、この資料ですと14ページになるでしょうか、11番の「情報公開」のところに出てきますので、そこで改めてほかのものとまとめて議論させていただければと思っております。

原科座長 では、後ほどということにします。ほかにございますでしょうか。

F Iについてこれ以上なければ、次に行きます。 の「国際的な基準やグッドプラクティスの参照」。これも少し御説明いただいた方がいいのかな。小西委員、御提案を。

小西委員 私は、プロジェクトの実施主体は相手国だと思っております、こういうことを書かせていただいたということです。相手国によって法律だとか手続が不十分なこともあるので、ここを技術協力として整備していったらいいのではないかと考えて、こういうことを書かせていただきました。ついでによろしいですか。

原科座長 どうぞ。

小西委員 この間からずっと迅速化とばかり申し上げていて恐縮なのですけれども、ま

た今度追加でここに入れていただきまして、アンダーラインを入れていただいているのですけれども、その辺のところもまた改めて。

原科座長 後の方ですね。

ほかの方、ここに書いているものに関して特にコメントを。WWFはどちらが。

清水委員 WWFの方はいらっしゃらないですよ。済みません、私はWWFではないのですけれども、ここに書いてあるポイントとはちょっとずれるのですけれども、この欄を見ていて1つ思ったことがありましたので、コメントさせていただきます。

左の欄のJ B I Cの現行のガイドラインとJ I C Aの現行のガイドラインを比べますと、一番最後の文の一番最後の部分ですけれども、「相手国政府に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する」とJ I C Aの方ではなっているわけですけれども、J B I Cに関しては、この「働きかけを行い」という部分が抜けていますので、新しいガイドラインになるときは、「対話を通じて働きかけを行い」とするのが適切だと考えました。

原科座長 働きかけを行うということを加えるべきだということですね。

清水委員 はい。

原科座長 グッドプラクティスはあとは何かありますか。

事務局（杉本） 今の働きかけの件ですが、まさに最初の方で議論させていただいた「『支援』と『確認』」というところにかかっているかと思しますので、全体のガイドラインの中でこの位置づけがどこになるのかということも踏まえての検討かなと思っております。

福田委員 この論点については、実は、今同時並行で進んでいる新J B I C 現在のJ B I Cの国際金融等業務の方ですが、新J B I Cと日本貿易保険のガイドラインの改訂作業で1つの大きな論点になっているところです。と申しますのは、グッドプラクティスというか国際的基準ですね、国際的基準を参照するという言い方、これは輸出信用に関するOECDのコモンアプローチの文言から来ているものであります。当時、2001年、2002年当時に議論されていたコモンアプローチの中で使われていた表現がこの国際的基準にリファァするという形がとられ、ベンチマークとして参照するという形がとられていたので、現在のJ B I Cではこの文言が用いられ、その後、J I C Aの方のガイドラインでも同じ文言が入ったという経緯があります。その後、OECDの輸出信用部会の議論がありまして、コモンアプローチが、2007年だと思っておりますけれども、済みません、記

憶が確かではないですが、改訂されました。この中で、この点の国際的基準の取り扱いということについてはかなりの明確化が行われました。

2つ大きな点があるのですが、1つは、ベンチマークとして参照という言い方は、これは表現が変わりまして、expected to meet、「遵守することが期待される」というより強い表現に変化しています。実際に国際的基準を満たさない場合というのが、exceptional case、国際的な基準を満たさないような「例外的な場合」と表現され、そのような場合にはOECDに報告せよということが新たにコモンアプローチの内容として入っています。

もう一つは、参照すべき国際的な基準とは何なのかということが明確化されまして、これはもちろん輸出信用の世界の話ですが、通常プロジェクトについては世界銀行の10のセーフガード政策を国際的な基準として利用すると。それから、プロジェクトファイナンスの案件については、国際金融公社、IFCが制定したパフォーマンススタンダードというものが1~7までありますが、これを国際的な基準として利用することが明確化されました。現在、新JBIC、NEXIのガイドラインの改訂の議論では、この点についてはより進んだ文言をガイドラインの方で盛り込んでいこうという形でJBIC・NEXIから提案が出ていまして、現在のJBIC・NEXIの出してきた案、現在というのはついこの前、7月末に出していただいたのですが、この中で、国際的基準については、まずどの基準を使うのかということをも明確化する、世界銀行のセーフガード政策なのか、IFCのパフォーマンススタンダードなのかということをも明確化するということが1点。それから、この基準の取り扱いについては、この基準について「適合することを求める」という表現を使おうということが提案されています。この「適合」というのが何を意味するかという新たな議論が待っていそうでちょっとどきどきしているのですが、そういうことが向こう側の議論としては進んでいます。

ここまでは議論の御紹介ということなのですが、この議論をこちらの方へどう反映させればいいのかということについては私は余りアイデアがなく、こういう形で議論が進んでいるということをひとまずは御紹介するということまでにとどめたいと思います。ただ、このまま現在のJBICというか円借款及びJICAのガイドラインがこのままの文言でいくとすると、実は国際金融等業務であるとか貿易保険におけるガイドラインの方が、より詳細を定めている国際的な基準の取り扱いについてはきちんと定めているという結果になるのかなと思っておりまして、これはこのままでいいのかなという問題意識は持っているところです。

済みません、何の提案もない話になってしまいました。申しわけありません。

原科座長 何の提案もないとおっしゃったけれども、J B I C ・ N E X I の新しい考え方に沿った方がいいというようなことをおっしゃりたいわけですか。

福田委員 まあそういうことです。

原科座長 では、そういう提案と受けとめます。

ほかにございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、ページをめくっていただいて、10ページになります。 の「その他」。

H R N というのは何でしたっけ。

福田委員 ヒューマンライツ・ナウですね。いらっしゃっていないですね。

原科座長 では、これは書いてあることで、「プロジェクト実施主体の社会配慮基準に関する態度を確認すべき」。

第1期の「ガイドライン1.4、2.6.3、2.7.1に関し、要件に解釈の違いが生じうる点を整理すべき」。これに対してJ I C A ・ J B I C からは、これらに関しては「要件の解釈の違いが生じるとは認識していない」というお答えです。これは第1期の審査会のメンバーの方の御意見という意味ですね。これは認識としては随分違うようで、解釈の違いが生じていないというお答えですけれども、生じているとおっしゃった方は今いらっしゃいますでしょうか。

では、フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

この点に関しては実は準備してくるのを失念しておりまして、今的確に御説明ができません状況ですので、提案した委員の方にもう一度聞きまして、必要であれば次回フィードバックさせていただければと思います。申しわけありません。

その次の、「相手国の環境アセスメント手続きとの関係を明確にすべき」という点についてはかろうじて覚えていることがございますので、ちょっと御紹介させていただきたいのですが。

これは恐らくJ B I C ・ J I C A さんとも感じておられることもあるかもしれないのですが、要は、特にJ I C A の開発調査などの場合、既存の環境影響評価が既に終了している場合と、これからの場合があり得たと思うのです。前者の場合、例えば既存のE I A をレビューして何らかの補足調査みたいなことを行った場合に、既存のE I A にどう統合していくのか、例えば許認可などの関係はどうなっているか、あるいは後者の場合、アセ

すがまだなくて、JICAの協力としてアセスを実施したようなときに、その後の当該国のアセス制度にどう統合していくかということが、幾つかの案件で、フォローアップの必要性というところからも関係するのかもしれないですが、議論されましたので、こういう提案が出てきたということだと思います。

以上です。

原科座長 これは、JICA、どのように考えたらよろしいのでしょうか。環境を明確にといっても、具体的にどのように規定したらよろしいのでしょうか。

事務局（渡辺） 相手国の制度につきましては、これはこれで遵守するということになります。そういう意味では、今までJICAのガイドラインとヒッチが起きたという認識はございません。ただし、運用の際に、例えば既に調査されていたものをどう活用するかといったようなことについて考えていくべき点はあるかと思えます。

原科座長 というようなことでございます。よろしいですか。

フロアからどうぞ。

一般参加者（波多江） FoE JAPANの波多江です。ヒューマンライツ・ナウの方がいらっしゃらないということで、このような提案であつたらうということで、同じような点を新JBICの国際金融等業務の方のガイドラインの改訂の議論でもされていたので、こういう御提案があつたらうということをお紹介させていただこうと思えます。

「プロジェクト実施主体の社会配慮基準に関する態度を確認すべき」ということで御提案されているのですけれども、具体的には、実施主体の社会配慮に関する基準を実施する意思及び能力について確認していただきたいという御趣旨だったと思うのですけれども、具体的には、その実施主体が、労働の基本原則であるとか労働の基本権利の擁護、あるいは腐敗防止、それから国際的に宣言されている人権宣言とか、そうしたものを批准しているかどうか、それから、そういう宣言のコンプライアンス状況ですとか、そういったことを確認することをガイドラインに盛り込んでいただきたいというような御趣旨だったかと思えます。

念のため御紹介までということで発言させていただきました。

原科座長 どうもありがとうございました。

それを事前に確認するべきだということですね。この確認は、JBIC・JICA、そんな難しくなくできますか。

事務局（杉本） ちょっと今、実際にどういうことでこれを実質的なところで担保しよ

うとしているのかなというのを思い出そうとしていたのですけれども、実際のやり方としては、今御説明いただきましたようなことを正面から相手側に聞いているかということ、政治的という言葉が悪いかもしれませんが、真っ向からそういったことを確認するというのではないと思います。ただ、実際これまでその実施機関が、同様のプロジェクトがあるのであれば、その中でどういったことをやってきたかということですか、その国自体、実施機関は別のものであっても、住民移転なら住民移転、汚染対策なら汚染対策についてどういったことで対応を行ってきたのか、そして実際にどういう法律があって、どういう規則なりがあってということについては、個別のプロジェクトの狭い範囲にかかわらず、環境レビューの中で、通常、確認を行っていますので、そういったものを総合的にとらえた上で、相手側の意思なりやる気なりはある程度確認しているということになっていると考えております。ただ、これについて、そういう意思がありますか、イエスかノーかというような形では当然ないということではあるのですけれども、実務的な面でそういうものがこれまでどう担保されてきて、今後どう担保していくものであるかというような形で対応しているということになるかと思えます。

原科座長 直接の確認は難しいけれども、経歴の調査とかを通じて間接的に確認することですね。それはこれまでもやってこられたけれども、今後もそうすることですね。

よろしいでしょうか。HRNは直接確認するべきだということになりますか。その辺はわからないですか。御本人がおられないようなのでちょっとわからないようです。

では、もう一言お願いします。

一般参加者（波多江） 済みません、ヒューマンライツ・ナウではないですけれども、FoE JAPANの波多江です。

実質的に、例えば人権の面ですとか労働権の面ですとか、いろいろ見られているということであれば、また後段の方で労働者に関する権利の話ですとか汚職腐敗の防止の話ですとか、ポイントに上がってくる場面もありますので、そこでもっと具体的に議論させていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

原科座長 ありがとうございました。

それでは、この件に関しましてはよろしいでしょうか。

吉田副座長 環境レビューのところで、この前も議論があったと思うのですけれども、政策借款とか、特にセクターローンですね。政策借款の場合は協調融資が多いということ、

今後政策借款においても、とりわけ社会影響が著しいと考えられるようなものについては考慮するという事柄なのですけれども、新JICAになるとセクターローンがふえるような気が私はしているのです。準備調査から入って行って、ちょっと広がりながら、セクターにおいて、複数のプロジェクトから構成されるセクターを対象としたローンというのが有償の中に入ってくる機会が多いと思うのですが、この点に関して何か書いておかななくていいのかなと、それが心配なのですけれども、いかがですか。

原科座長 今のはどうですか。セクターローンがふえるのではないかと。基本的にJICAのすべての事業が対象という大きな枠がありますね。だから、それに対する扱い方をどう書くかですね。そうするとどこかに書かなければいけないですね。では、それを工夫すると。

事務局（杉本） 今の件は、話としては政策借款の方になってしまうかと思いますが、たしか前回、ノンプロジェクト借款に関する議論の中でありましたので、どういったことができるかというのを内部で検討しているところですが、その中で、今、吉田先生からいただきましたコメントも踏まえて検討させていただきたいと思います。

吉田副座長 私の経験から言っても、セクターローンが実際にプロジェクトを行うわけですけれども、結構社会環境に対してインパクトは大きいですよ。どういうことが起きるかといいますと、セクターローンの場合は、典型的なプロジェクトを一つ二つ先に評価して、大丈夫ですよということで、それ以降を相手国の実施機関に任せてしまうという危うさがいつもあるものですから、やはりそのフォローができるような体制にしておかないと、えてして、最初に大丈夫だよというプロジェクトは確かに大丈夫なプロジェクトを選ぶのですけれども、2年後3年後には結構際どいのが入ってきてしまって、どさくさに紛れていってしまうという、そういう現実的な面もあると思いますので、そういう危惧から、セクターローンに対する配慮を検討してください。

事務局（杉本） むしろ、例えばサブプロジェクトを選んでいくためのある程度の基準といいますかフレームをつくって、これに当てはまるものを選んでいきましょうというようなことをやっているケースが多いのですけれども、そういったものをどのように環境社会配慮の面からレビューしていくか、そういったような御指摘ということですか。

吉田副座長 そうです。

事務局（杉本） わかりました。ありがとうございます。

原科座長 政策段階だから通常のE I Aと違う扱いになるかもしれないですね。まさに戦略アセスの1つの形態だと思います。

では、フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

J B I Cさんに質問したいのですが、現行のガイドラインのもとでサブプロジェクトをどのようにスクリーニングされているのか、それから、環境レビューはどのようになさっているのか、モニタリングの手法などについて、とりわけ、例えば道路ですとか、場合によってはカテゴリAのサブプロジェクトがあるようなセクターローンに即して教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

事務局（杉本） 今の件はセクターローンに関してということですね。

カテゴリF Iに類似してくるところはあるかと思いますが、セクターローンの場合は、昨今の状況からしますと、このセクターで基準をつくって、これを満たすものなら何でも良いという扱いよりも、ある程度事前に調査をやりまして、どういったサブプロジェクトが予想されるのか、それなりの当たりをつけた上で始めるということで、実際に事前にこういった案件がありそうだという当たりをつけておくことが多いかと思います。そういったことをやりますので、当然その中にカテゴリAに相当するようなものが入ってくるかどうかということは事前にそれなりに把握するわけです。

あとは、環境レビューの際に相手国政府との間でそういったものを入れるのかどうかということも別途合意はしています。通常、セクターローンのような形ですと、個々のサブプロジェクトが小規模であるがゆえにそういった形態の実施体制をとることがほとんどです。クライテリアの1つの中に、要はカテゴリAに相当するようなものについては入れないということをお互いに合意した上で進めていくということです。

あと、実施段階では、余り経験のない実施機関のような場合ですと、最初に10件ぐらい、サンプルということで、実際に進める前にサブプロジェクトのリストなり情報を出してもらって、これなら問題ないですねということを確認した上でやってもらう。ですので、それから大きくはみ出さない限り、それに沿った形でやっていけばプロジェクトとしては問題なく進められるという確認を、事前にサンプリングチェックのような形でチェックすることも実施機関によってはやっているという状況になっています。

モニタリングについては、通常、四半期に一度ですとか、定期的に出してもらっているプログレスレポートの中で、今どのぐらい案件が取り上げられているかということを確認

してまして、その中でプロジェクトの規模等々についても、それは案件によって異なりますが、簡単に記述されているようなケースが多いかと思しますので、一義的には開発担当部なり担当の駐在員事務所なりでその内容をチェックしていく、そして何か疑義等々あれば実施機関に確認していく、そういった体制で進めているのがほとんどかと思します。

原科座長 ありがとうございます。

それでは、5番の「環境レビュー」のところが一通り終わりました。この部分で言い忘れたということはございませんか。よろしいでしょうか。

J B I C (岡崎) 国際協力銀行の環境審査室長の岡崎でございます。

今、吉田先生からセクターローンのお話がございます、これは世銀とか A D B でよくフレームワーク・アプローチとかとあって、フレームワークを十分に議論して、その上でサブプロジェクトをどんどん取り上げていく。そういうサブプロジェクトに何が入ってくるのかわからないということがあって、それをどのようにモニタリングしていくかということについては杉本から申し上げたとおりですが、一方で、前回、前々回に清水さんから、いわゆる構造調整物の融資、あるいは財政支援的な融資をこのガイドラインと絡めるべきではないかというお話がございました。その後で福田さんからも、世銀のカンボジア向け融資で世銀のインスペクション・パネルで取り上げられた議論の御紹介がありました。これについては、今、吉田先生からあったのがセクターローンということであれば、それはそれでいいのですけれども、財政支援的なものをどう考えるのかということについてはまたよく議論させていただければと思います。といいますのは、通常、政策の立案とか実施を条件に融資するのがほとんどのパターンなものですから、それと環境社会配慮のチェックをするということが、特定のプロジェクトとお金の使われ方にリンケージがないのですね。ですから、そういったものを本当にこのガイドラインの対象にするのかどうかというのはよく議論すべきではないかなと思います。

それからもう1点だけ、先ほど福田委員から、日本政策金融公庫のガイドラインの議論で、参照すべき、あるいは適合すべき国際基準の紹介がありました。私の理解が間違っていたら、千吉良委員かどなたかに補足していただけるだろうと思うのですが、プロジェクトファイナンスはあくまでも主体が民間企業です。世銀グループの1つであるところの I F C のパフォーマンス・スタンダードを使うということになっているのですが、これも基本的にはクライアントは民間企業ということで、日本政策金融公庫や日本貿易保険が、民間企業が行うプロジェクトファイナンス案件を支援する、それに適合する基準として I F

Cのパフォーマンス・スタンダードを使うと。しかし、基準は多ければ多いほどいいというものではなくて、やはり目的と使い道があって基準があるので、例えば新JICAが行う円借款、基本的には途上国政府が公共事業として行うようなものに対して求めるものと、民間企業に対して求めるものが同じでいいのか、違いがあっていいのか、そこは我々も勉強しなくてはいけないところなのですが、基準がいろいろあるからといって、そのすべてを満たすように書くということではなくて、新JICAの業務が参照すべき、あるいは適合すべき基準は何なのかということをよく研究した上で具体的に列挙すべきではないかなと思います。

福田委員 岡崎さん、ありがとうございます。

2点目の点については、恐らくそれはそうだろうなと思っていて、IFCのパフォーマンス・スタンダードを今回の新JICAのガイドラインの中で取り上げるのはちょっとミスプレースドかなと私も思っているところです。

1点目の政策借款の話は、議論の順番という問題があって、前回議論してしまったことをこの場で改めて取り上げる、あるいは今後私たちの方で何か中間報告書で議論する中で、こういうインプットをしたいということでありましたら、何か別の場所を設けさせていただくか紙で出していただくかしないと、議論が行ったり来たりになってしまって、私もおっしゃったことにいろいろ申し上げたいことがあるのですが、現在は政策借款を議論するタイミングではないと思いますので、その辺の議論の進め方について御配慮いただきたいなと思います。

JBIC(岡崎) 申しわけありません、私がさっき申し上げたのは、吉田先生から、前回紹介があったということでセクターローンの話があったので、セクターローンと調整融資のものは別々に議論すべきだということであえて御紹介したので、議論を蒸し返すつもりは全くありません。

原科座長 よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。今度は6番の「モニタリング」に参ります。

堀田委員 よろしいですか。モニタリングについて幾つか質問あるいはコメントさせていただきたいと思うのですけれども。

ちょっと多いのですけれども、3点ほどございます。

まず、資料にあるように、モニタリングは大きく分けると相手国政府等が実施するものと融資機関等が実施するものと2つに分かれるのではないかと。言葉は何でもいいのです

けれども、こういった形でモニタリングとスーパービジョンと分けてもいいですし、あるいはほかの場面ではインターナル・モニタリングとエクスターナル・モニタリングと分けられていることもあると思うのですが、言葉はそれぞれそういうふうに対応しているということで、質問です。

まず1点目は、ここで言うところの監理、スーパービジョンの方ですけども、この段階のモニタリングが非常に重要であるけれども、いろいろと課題が多いということが実際にも言われていると思いますし、こちらの資料にも指摘されているとおりだと思います。非常に重要なことなので、新JICAのガイドラインを新しく作り直すに当たって、こういったところの内容を進めるべきところは進める必要があるのではないかと思います。ただ、実際には、エクスターナル・モニタリングといいますが監理の部分で事業実施中にモニターすることは非常に大変なわけですね。仕組みとしてもそうですし、リソースとしてもそうだと。まず、実際にだれが何をやるのかということガイドラインでどれぐらい踏み込んで書くべきかという問題が1つあると思います。現状では、例えば実施期間中は、JBICのガイドラインでは、「プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う」ということで、基本的にはJBICあるいは新JICAが主体的に自分でモニタリングを行うことは、現行のガイドラインを踏襲すれば想定されていないわけですけども、実際には、右の欄にあるように、各国あるいは援助機関等でなされているように、実施段階で自分たちでモニタリングするということが行われていて、実際にその必要性も高いと言われているということがあると思います。ですので、今回の新しいガイドラインでは、実施期間中の監理の一環としてエクスターナル・モニタリングを主体的に行うということ、私としてはそういった内容を入れるべきではないかと思いますけれども、それについてどのようにお考えか伺いたいということです。

それから、これは同じ点なのですが、自分たちでどうやってモニタリングするかということも大事ですが、もっと大事なのは、モニタリングした結果いろいろと改善すべき状況が見つかったときにそれを本当にどうやって改善するかということです。そういったことを改善するときには、当然ながら相手国政府あるいはプロジェクト実施主体、借入人等のコミットメントがなければできないわけですが、そのコミットメントをどこで確認するのかという点も1つあると思います。要するに、融資がずっと進んでいて、その最中にアドホックなタイミングでモニタリングをして、いろいろと改善すべき状況が見つかった

たとしても、改善の勧告かアドバイスかわかりませんが、そういった内容について尊重してもらえるよという確認をすべきではないかと思っているのですけれども、それが現実的かどうかというところも御意見をいただければと思います。

これが1番目です。

2番目は、ここで言うところのスーパービジョンあるいはエクスターナル・モニタリングに相当するものですが、これは事業実施段階ではなくて、例えば協力準備調査という概念が出てきますけれども、協力準備調査の上流の開発調査に相当するものと、その後の詳細設計に相当するようなものとの間に時間的な空白ができることがある。そのときに何ができるかというようなことがあると思うのですけれども、その時間的な空白の部分においても融資機関等が主体的にモニタリングを行う必要があるのではないかというのが私の意見ですが、これは実際にはそういった事業は進捗していないときですので、それについてはどのようにお考えかということ。これが2点目の質問です。

最後に3番目ですが、今度はインターナル・モニタリング、あるいはこの資料で言うところのモニタリング、相手国政府等が実施する方のモニタリングですが、これについてです。現在も、フィジビリティスタディの中の提案の一環としてインターナル・モニタリングの体制の提言をすることが多いわけですが、インターナル・モニタリングの体制を提言した後に、実際にその体制が築かれたかどうかというのをどのタイミングで確認するのか、そういった点について今どのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

原科座長 以上3点ございました。いかがでしょう。エクスターナル・モニタリングに対して2つ。3つ目はインターナル・モニタリングですね。エクスターナル・モニタリングは私も大変重要なことだと思います。日本のアセスメントでも今そのことがよく言われておりますけれども。

事務局（杉本） いずれも重要な点を御指摘いただきまして、ありがとうございます。

我々も、いただきました3点については問題意識を持っていまして、いずれにせよ、今後、必要な改善をしていくべき点があればしていかなければいけないと思っているところでもあります。

まずは1点目の、相手国が行うモニタリングもあれば融資機関が行うモニタリングもある、融資機関の側としてもこれを主体的に行っていくということ及び、その結果として相手側のコミットメントをどう引き出すかということですが、こういったことの重要

性を相手国政府にも認識してもらおうということで、まず頭のところですが、我々としても、今のガイドラインですと単に「モニタリング」という1つの言葉になっているのを、どちらが主体的にやるべき話なのかということで区別していく必要があるだろうということを手挙げさせていただいている次第でございます。これはまさに、今、堀田先生から御指摘いただきました点になりますが、これをどうフィードバックするかということにつきましては、最終手段としてはやはり融資契約上での権利義務関係にのっとってという形で、最終的にはそこでレバレッジをきかせる。具体的には、物事が非常にクリティカルな場合、極端な話としては、その事業に対する融資をどうするかというようなことも含めてレバレッジをきかせてやっていくということが手段としては出てくるかと思っております。その意味では、現行のシステムの中でもレバレッジとしてきかせられているところはあると思っております。よほど二国間の外交問題に発展するような話であればまた別かもしれませんが、通常のオペレーションの中で大小さまざま出てくる問題については、程度の差はありますけれども、こういったさまざまなレバレッジをきかせつつ、現地の事務所ですとか東京からのミッション等々で相手と真摯に話ができているケースが今でも多いのではないかと考えております。ですので、特段レター等によるコミットメントを取りつけているわけではないのですが、実施していく過程では、相互にローン・アグリーメント等々のいろいろな契約関係をお互い結んでおりますし、その中で、事業を進めるに当たっては、例えば物の調達においてはJ B I C側のレビューと同意を経た上で進めていくというような形で、通常の業務の中でもある程度レバレッジをきかせていますので、我々としてはそういったところをうまく使って、問題解決のために相手側の取り組みを促していくということだろうと考えています。この点は、今やっていることを引き続き努力していくということかなと考えております。

2番目に御指摘の、プロジェクトが実際にコミットはされたけれどもまだ動いていない間のモニタリングをどうするか。ひょっとするとこの点は以前補足の現地調査の中で私どもの方から出させていただいた問題点を踏まえての御指摘かなとも思うのですが、実際の現場はどうしても土木工事の調達ですとかフィジカルなプロジェクトの管理の方に目が行ってしまう。そちらの方でかなり時間をとられているというところがありますので。この辺、必ずしも十分に対応できていないところもなくはないと思っております。ただ、実際にどのようにガイドラインに書くのがいいのか、それとも我々の体制をどのように確立していくのがいいのかというところで、こういった形で対応していくのがいいのかというのは

あると思いますので、御指摘の点を踏まえて引き続き検討していきたいと思っています。
ただ、この点は非常に重要な点だと認識しております。

3番目、相手側のインターナル・モニタリングの体制につきましては必ずしも環境に限った話ではないかと思いますが、まず最初の取っかかりとしましては、ファクト・ファインディングなり審査の中での環境レビューの中でこういった体制をつくっていくのかということで、体制が不十分であればファクト・ファインディング等々の段階からそういった体制をつくっていく必要があるのではないかと。人をアサインするなり組織を新しくつくるなりということであれば、いついつまでにそういう決定をするなり案をこちらに示すなりということをやってくださいということで、時間を区切って具体的な対応を促すということを通常やってきております。ただ、これも2番目の点と共通するところはあると思いますが、実際審査が終わった後どうなっているかというところは、うまくそういった体制を築いていけばむしろ問題が出てこないということですが、体制が不足していると問題への対応が後手後手に回ったりというようなことも出てきていないわけではないかなと思います。ですので、早目早目といいますが、むしろエクスターナルな監理によってどのように見ていくのかということが話としては出てくるのかなと思っています。なかなかこの時点で、ではどうなったかというのを定点観測していく地点が審査と同じようなレベルであるかということになりますと、現状ではちょっとないかなというのが実態かと思います。

原科座長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

千吉良委員、どうぞ。

千吉良委員 1つ質問なのですけれども、政府と政府の借款の場合、このモニタリングというのはドキュメンテーション上こういった形で担保していくのか。私たち民間の場合はわかるのですけれども、ガイドラインを遵守することというような漠たるもので取り決めているのか、はしの上げ下げまで具体的に指示して約定しているのか、そこはケース・バイ・ケースということなのか、その辺の実務的なところがわからないので教えていただければと思います。

事務局（杉本） まず大原則の話から参りますと、借款契約の中では、いろいろと案件を進めていくに当たって配慮すべきことの1つとして環境社会配慮等というような記述がなされておりまして、それとは別のところでいろいろと相手側とJBIC側で、ここで定められた内容について遵守されない場合には、一番きついケースとしては、借款をとめる

こともありますよというようなことが書いてあります。直ちにそれがリンクしているという話ではないのですが、環境社会の影響についても配慮しながら案件を実施していく必要があるということはローン・アグリーメントの中で、これはどの案件においても General Terms and Conditions の中に書かれていますので、どの案件においても一律にそういった形で記載されている状況になっております。

あとは、個別の案件の状況に応じまして、環境レビューの際に、こういった点についてはこういう対応を行うことですか、いついつまでに対応を行うことというような形で個別の審査をやる際に相手国政府と合意するというようなことで対応しております。

原科座長 よろしいですか。

、 に関してほかにございますでしょうか。

高橋委員 JVCの高橋といたします。

少しい外れだったら申しわけないのですが、今までの議論をずっと聞いていて、今のインターナル・モニタリングの話もそうですけれども、お答えの中で相手側の実施主体の体制という話が出てきました。もう1つ前の議論の中でも、例えばヒューマンライツ・ナウから、「プロジェクト実施主体の社会配慮基準に関する態度」という議論が出てきました。また、冒頭に原科先生がおっしゃったように、新JICAにおいて各スキームの有機的な連携の中でどうやってこのガイドラインで出てくる議論が活用されていくのかというところが大事なポイントかと思っています。ばらばらに個別の事項の中に出てくる議論が結構つながっているものがあったりするので、ぜひそこら辺はうまくまとめていただいて、原科先生が最初に御紹介されたようにこれから議論する新しい事項についての議題としてぜひ議論できればと思っていますので、よろしく願いいたします。

吉田副座長 堀田委員からの指摘とかお答えとか、それから今のお話なんかも聞いていて、私は、ガイドラインの枠を飛び出る議論になってしまうというか、例えば、モニタリングしてインターナル、エクスターナル両方とも原因がわかっているけれども、それに対処する手段がなかなかない、すなわちギャップでお金がどこからもつかないとか、要するに、援助においてとりわけ環境社会配慮というものが極めて危ない局面になったときに、それに対処する適切な、柔軟性があって機動力があってという手段がなかなかないという現実があるのではないかと思うのです。そういうときにどうしたらいいのか。例えば、ガイドラインの枠になるのだけれども、我々こういう議論をしていて、やはり今一番必要なのは、早いうちに火元がわかっている、それでどんどん延焼し始めている。環境社会的な

面でもね。にもかかわらず両方とも手をこまねいてしまうという状況が結構あると思うのです。初期消火できれば大ごとにならないで済むような状況というのはかなりある。だから、そういうものに対応する枠組みというか、特にバイラテラルの援助で、インターナショナル・モニタリングだったら体制とかの強化等も含めた形で、まさに確認はするのだけれども支援はできないのでは困るので、確認ができて支援ができる体制、そういうものが何かできたらいいなと。具体的に言うと、頭にあるのは、例えばコンティンジェンシーとかソーシャル・エンバイロメンタル・エマージェンシー・ファンド、別枠でファンドを持っている。それは総裁直属で、スタッフと途上国のエグゼクティブ・エージェンシーが了解した提案があれば、それを執行部がぼんと決めてしまうような、そういう柔軟性・機動性があるようなものがもしできるとすると、これはものすごい大進歩だななんて夢みたいなことを考えてしまうのですけれども、ぜひ何かこの検討委員会として。そういう手段はみんなわかっていて、そういうものがないというのは非常に残念なことなので。そういうことは可能じゃないかという気がするんですよ。

原科座長 そうですね。

吉田副座長 ソーシャル・エンバイロメンタル・エマージェンシー・ファンドと勝手につけまして、それはかなり現場のスタッフ、緒方さんも現場からの発信と、現場でわかっている、火が燃えている、それに対して柔軟に、それこそスタッフのレベルで起案して、局長がはんこを押して、あとは緒方理事長がはんこを押せば出る。そういうお金はそんなに多く必要ではないんですよ。多分数百万か数千万、多くても1億とか2億ぐらい、そんな感じでいける。それによって相当インパクトがあり、かつ効果的な対処ができるのではないかと。今の議論を掘り下げると、どうもそっちまで考えないとだめだなと。モニタリングとエンフォースメントですね。コミットメント、モニタリングした後に、まさにレメディエーション・アクションがわかっている、それに対してアクションをどうするかというと、やはり途上国のオーナーシップとコミットメントとエンフォースメント、そしてアシスタンス、それが一体で運用できるようなものがあると非常にいいなということをコメントとして申しました。

原科座長 新JICAですから、新しくODAをトータルに扱う組織になるわけですから、何かそういう工夫をしていただきたいですね。どうもありがとうございました。

フロアからどうぞ。

一般参加者(田辺) JACSESの田辺です。

現在 J B I C の方で、ガイドライン上のスーパービジョンと同時に、政策評価の一環として中間評価というのが行われていると思うのです。この一環として、ほかの要素も含めて環境社会配慮に関してもモニタリングのようなことをやっておられると思うのですが、これの位置づけを御説明いただきたいと思います。というのは、唯一 J B I C が O D A の中で環境上のモニタリングをして情報公開がなされるのがこの中間評価のレポートでして、それに関して我々幾つか見ているのですが、住民の声をきちっとフォローしているかという点で不十分な点があるかなと思っておりまして、これに関してもきちっと改善していただきたいなと思っております。

原科座長 今の中間評価との関係のことは、廿枝さん、お答えをお願いします。

事務局（廿枝） 今御質問いただきました中間評価といいますのは現行の J B I C の環境ガイドライン上の手続ではございませんけれども、世の中の評価をめぐる議論の流れに応じまして、事前から事後まで一貫した評価をやっていこうという趣旨で始めたものでございます。始めて 4 ～ 5 年ぐらいたつと思うのですが、詳しくは私どものホームページをのぞいていただくと、中間レビューと称してすべて情報は公開していますので、ご覧いただけます。

事前評価といいますのは、環境面については環境レビューということですが、それ以外も含めた、従来は審査と言っているようなものを評価の P D C A サイクルの中では事前評価と位置づけて、全案件について事業事前評価表というものを公開しております。

事後評価については、円借款の場合、大体ローン・アグリーメントを結んでから施設が完成するまでに早くて 6 ～ 7 年、場合によっては 10 年近くかかるわけですが、事業が完了してから 2 年目に、これも全案件についてやって、すべて評価結果は公表して、A B C D のレーティングまでやっています。

今御質問の中間評価というのは、我々は中間レビューと称していますが、ローン・アグリーメントを結んで 5 年目以降の中間段階で、これは全案件ではありませんが、今の副座長の話ではないですけれども、我々もそこまで予算がないものですから、中間レビューについては全案件ではなくて、ローン・アグリーメントを結んでから 5 年たった時点で、いろいろな意味で進捗が思わしくない、あるいは当初計画に比べてその後のいろいろな事情によってかなり状況が変わりつつあって体勢を立て直す必要がある、そういう何らかの問題、課題が発生している場合、それは必ずしも環境社会面に限らないのですけれども、そういったものについて、予算をにらみながら、今できているのはそれでも年に 10 件ぐら

이었다と思いますが、大体円借款というのは毎年60件から70件、新しくローン・アグリーメントを結んで、それが10年ぐらいかかりますから、今、全世界では約500件近い円借款案件が実施中、オンゴーイングの案件なのですけれども、5年たった案件でそういうことをやっています。この中間レビューも結果はすべて公表しています。

これはまさにモニタリングの議論にも関係するのですけれども、事後評価だと、終わった後に振り返って評価して、その後の類似の案件に教訓を生かそうという趣旨で、それはそれでももちろん意味があるわけですが、目の前の案件についてはエックス・ポストでやってもどうしようもないというか、できることは限られてしまうので、まだ修正がきくタイミングで艇入れなり何なりできないものかということによってやっております。ですので、このモニタリングの議論についても、今のガイドラインは、新規のコミットをするまでの環境レビューとかスクリーニングとか、その事前のところにはかなり力が入っているのですが、モニタリングのところは若干手薄だったかもしれない。あるいはその後のガイドラインの運用で体制の整備をする余地があるかもしれないということです。これはある意味我々の方が自ら掲げている論点でございますが、副座長もおっしゃったように体制あるいは予算に制約がある中でどこまでモニタリングに力を入れられるかというのはあるにせよ、例えばカテゴリA案件により集中して、現地の事務所任せではなくて、新JICAの本部も、カテゴリA案件で、なおかつ承諾の段階でかなりいろいろと条件といたしますか、実施中にはこういうことをやりますということで相手国政府と合意したような案件についてはメリハリをつけてウォッチしていくというような方向なのかなという感じがしています。

そうは言っても、先ほど堀田委員からもありましたが、最後は相手国政府がきちんとコミットして全面的に 幾ら新JICAが3スキーム一体で有償だけではなく無償もやるからといって、リソースも技術もすべて新JICAに頼って自分たちでは何もしないということでは、我々の無償予算だって限られていますから、そこは最終的には相手国政府の方でしっかりとコミットしてもらおう。もちろん、新JICAのメリットの1つは、単にアドバイスするだけではなくて、技術協力あるいは技術支援みたいなこともやろうと思えばできますし、場合によっては副座長御提案のような無償資金を活用したコンティンジェンシー・ファンドみたいなものが手当てできればそれに越したことはないのですが、それとて金額的には制約があると思いますので、そこは相手国政府のコミットをうまく引き出しながら、足らざるところは可能な範囲で我々も支援していく。責任主体はあくまで相手国

政府で、自覚を持って、当事者意識を持ってやっていただく。それを我々としても、ただ単にコミットしたらあとは相手国政府の責任だからお任せということではなくて、モニタリングと呼ぶかスーパービジョンと呼ぶかというのはありますけれども、カテゴリAの案件を中心に、その中でも特にフォローアップが必要な案件についてはこれまで以上にしっかりとフォローしていくという体制をいかに整えていくのかというのが課題だと認識しております。

原科座長 中間評価に係る前提的な話もしていただきました。

今ので質問に対してよろしいですか。

一般参加者（田辺） はい。

原科座長 清水委員、どうぞ。

清水委員 モニタリングについて全般的に話が進んでいるかと思うのですが、この各論点について触れている部分と触れていない部分があるかと思しますので、J B I Cさんから と について説明していただければと思います。 については非常にわかりやすい話なのですが、 については、今いろいろ議論されていましたが、では具体的にこの件に関してガイドラインに何を盛り込むのか、J B I Cさんの方でここで御提案されているわけなので、恐らく想定されている文言なり何かがもう少し具体的にあるのだらうと思います。そこに関して教えていただければと思います。

事務局（杉本） に関して、問題意識としましては、先ほど甘枝の説明の中でもありましたけれども、例えばカテゴリAで何か問題等が生じた場合の潜在的な影響が大きい案件を中心に新J I C Aによるモニタリング体制を強化していくといった対応をとっていくことが必要ではないかと考えています。その前の現状認識としましては、J Jのところにあるように、現行ですと、そういったカテゴリAの案件について、環境レビューの際に環境審査室から同行して、専門家も同行して必要な確認を行うということをやっているわけですが、相手がこうやりますと言ったことが実際にどこまでできているのかということについてはなかなか十分な確認ができていないので、必要な確認なり対応がなされていない場合もあるのではないかと。きちっと一件一件フォローアップ調査したわけではないのでこういう書き方になっているのですが、それについては不十分な点がないとは言えないと思いますので、そこをどうやって担保していくかという問題意識です。そこを、ガイドラインにそういうふうにした方がいいのか、それとも、それはあくまでも運用の話ということなのでそれとは切り離してと、その辺は考え方がいろいろとあるかと思ます

ので、それは議論の中で整理できればと思っているところです。 のように、どちらが責任を持つといいですか、相手国政府側が責任を持って行うものもあるし、融資主体側が行うものもあるというのをある程度ガイドラインの中で区別するなり、両方がやっていくのだということであれば両方の名前が出てくるところもあると思いますけれども、そういったことで具体的に書いていくということをもしやっているとすれば、自ずから、ここは我々がやらなければいけないのかということで認識されていくという点もあるのかなと思っています。

原科座長 福田委員、どうぞ。

福田委員 についてもちょっと御説明いただいた方がいいかなと思うのですが、それが1点です。

2点目ですが、また議論の進め方ばかりうるさく言うのですけれども、J B I C ・ J I C Aの方から出していただいた論点について、改訂すべき、あるいは運用改善ということなのかもしれませんが、J B I C ・ J I C Aの問題意識がこういうものですよということを出していただいたものは、一体どのように改訂するのか、あるいは運用を改善するのかといった中身の点についてまでもう少し具体的に御提案いただかないと議論するのが大変だなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。先ほどのカテゴリ F I の議論でも思ったのですが、きちんとした提案がないとなかなか議論が先に進まないなと私は感じています。

事務局（杉本） わかりました。御指摘の点は、以後個別の事項の説明をする際になるべく具体的な話なり何なりを出して議論に資するような形にしたいと思います。

については、今のガイドラインの中ですと、日本語ですと片仮名で「モニタリング」ということで、一体どちらが責任を持ってやっていく話なのかというのがよくわからない。基本的には、ガイドラインの第1部はJ B I Cがそれでバイディングされるという行動規範で、第2部が借入人・相手国政府がとるべきプロセスということになっていますので、その中で主語がJ B I Cなり相手国政府ということになれば、そこがやっていくというのが基本的には読めるだろうとは思いますが、そうは言っても、非常に定義があいまいになっているところはあると思いますので、どちらが取り組むのか、もしくは双方で取り組むのかということは明確にしていた方が、それは自分がやるのだと思っていなかったというようなことでエアポケットに落ちていくような話が、少なくとも読み手、使い手の意識の中で防げていくということは、実際にこういったものに基づいて議論なり協議な

りをしていく中であるのではないかと考えています。やはり相手国によって、もしくは実施機関によって差はあるわけですが、きちんと対応してくれるところはガイドラインについてもきちんと読み込んで、ここに書いてあるこれはどういう意味か、これについてはどちらが責任を持ってやる話かといったことをきちんと議論できるようなところもそれなりにありますので、そういった中で、どちらがどちらでというようなところを定義としては明確にしていきたいという問題意識です。

J B I C (岡崎) 福田委員の御指摘はごもっともなのですが、我々としてここにあってこういう書き方をしているのは、ガイドラインにどう書くかということの次の、すなわち、ガイドラインに書かれたことを新J I C Aとしてどういう体制で確保していくべきかということなのです。現在の実態を申し上げますと、環境審査室で環境レビューを行って、いろいろなモニタリング、こういうことをモニタリングしなさいということをして報告として開発各部に示して、それに基づいて契約交渉をして、貸付契約を結んで、そしてモニタリングしていくわけですが、実際には、新規案件を承諾してしまえばすべての権限は駐在事務所に行ってしまう。そして開発各部は新規案件の審査にまた入ってしまうのです。そうすると、我々自身の反省として、やはりどうしても新しい仕事の方に重心が行って、モニタリングが必ずしも十分にできていないのではないかと。モニタリングをやるべきだというのはガイドラインに書けますけれども、そのモニタリングをどうやっていくべきかというのは体制の話になってしまいますので、それは、ガイドラインにどう書くかということを超えて、むしろ有識者委員会の場で御提言をいただくとか、そういったことを期待しています。

それから、我々のここでの議論でも言葉の使い方というのは非常に難しく、1点だけ、先ほど田辺さんは納得されてしまったのであれですけれども、「モニタリング」という言葉も実は非常に難しく、エバリュエーションで使っている、事業効果を測定するためにモニターしていくという場合と、我々が審査のプロセスでモニターしていくというのは実際には違います。例えば、プロジェクトの中間評価をやって、当初期待していた事業効果を発現していないといっても、それは貸付契約違反にはならないわけです。ところが、審査の過程でモニタリングしていくべき項目あるいはアクションとして合意したものが実際に行われていない、これは契約違反になるわけです。そうすると、それについては融資機関として実施機関に働きかけてアクションをとらせなくてはいけない、そのアクションがとられなければ場合によっては貸付人としての権利を行使しなくてはいけないということ

になります。ここでそれぞれが思い描いている「モニタリング」という言葉は同じかもしれませんが、それに基づいて、モニタリングすべき前提として考えていたことが万が一実現されていなかった場合にとるアクションは変わってくるので、その辺も、議論するときに、よく使われているからといってその言葉を使うと、実は思い描いていることは違うという場合もありますので、その点だけ申し上げておきます。

福田委員の御質問に戻りますと、ガイドラインにどう書くかということも大切ですが、そのガイドラインに書いたことを新JICAとしてどう実施していくか、そういうことは文言としてここに書くということではなくて、問題意識として我々が持っているということを書いていただければと思います。

原科座長 よろしいですか。

では、「モニタリング」では今の、は大体そんなところでよろしいでしょうか。

今度は「その他」のところは、プロジェクトに重大な変更が生じた場合の対応ということで、3つ意見が出ておりますが、こちらに移ってよろしいですか。

事務局（杉本） この点も以前の……

原科座長 ちょっと待ってください。何かありますか。

福田委員 提案から先に御説明させていただいた方がよろしいかなと思ったのですが。

原科座長 提案説明からですね。では、で。

福田委員 これは以前御説明させていただいたNGO提案の中で挙げさせていただいた点であります。先ほど岡崎さんから言葉の使い方を正確にというお話をいただいたのですが、これは必ずしもモニタリングという中におさまる話なのかどうかというのは微妙なところがあります。というのは、モニタリングというのは、基本的には、環境レビューの中で上がってきた重要な環境影響についてどうやって、その後きちんと実施中に担保していくのかということを手国側と合意して、その実施状況を見ていくということだと思っておりますが、これは実はそれとは違って、L/Aとは限りませんが、実際に実施段階に入って、その後プロジェクトに大きな変更が生じたときにどのような対処をすべきかということについての提案であります。

具体的にどんなことがあったのかということで1件だけ御紹介したいと思います。若干古い事業になりますが、タイでサムットプラカン汚水処理プロジェクトという事業がありました。これは2000年から2003年ぐらいにかけてタイの地元住民からの強い反対に遭いまして、最終的にはタイ政府が事業の中止を決めるという結果になった事業であり

ます。JBICはこれをタイの環境基金というところを通じてツーステップ・ローンとしてお金を出していました。この事業がこれだけトラブルになった理由は、承認後に大きな事業の変更があったためなのです。承認された段階では工業地帯に2つの污水处理場をつくらうという事業でした。これがその後いろいろなごによごによごによ、要するにタイ側でいろいろな汚職があったということで今裁判になっていたりするのですが、その結果として、工業地帯から20kmぐらい離れたところに単一の巨大な污水处理場をつくりましょう、ここまでずっとパイプで汚水を引いてきましょうという事業に入れかわったのです。本当は入れかわった段階で環境アセスメントをやり直すべきだった事業です。というのは、20km行った先は漁村でありまして、そこは工業地帯ではないのです。汽水域になっていて、その漁村の多くの人たちがイガイを捕って暮らしていた。そこに処理済みとはいえ汚水が流れ込む、しかもそれは相当な量の淡水であるということで、地元の住民から反対があった。ところが、改めて環境アセスメントが行われなまま変更された事業が進んでしまったということで、地元の住民から、アジア開発銀行が協調融資をしていましたからアジア開発銀行に対しても、また国際協力銀行に対してもさまざまな抗議があったという事業であります。こういった点、事業実施後に大きなプロジェクトの変更があったときにどういう手続をとるのだらうということについてこのように提案させていただきました。具体的な提案については文言を見ていただければわかりいただけると思うのですが、事業が変更された後は改めてカテゴリ分類を行った上で、特にカテゴリAになったような案件では、再び環境レビュー、情報公開といった手続をとるべきではないかということをご提案させていただいているところであります。こういった規定はアジア開発銀行の環境政策なんかに規定されているところであります。

ひとまず私からは以上です。

原科座長 随分大きな変更ですね。そういうのはローン・アグリーメントなんかは影響しないのですか。何か中身が変わってしまって、いいのかなと、ちょっと不思議な事態ですね。どうなるのですか。さっきの岡崎さんの御説明から言うと、これは当然L/Aに関係してくるのではないかと思うのですけれども、そんなに中身がばかっと変わってしまうということが本当にあるのですか。ちょっと信じられない。どんな事情なのでしょう。ちょっと御説明いただけますか。

事務局（杉本） 私も今御指摘のあった案件については直接携わったというわけでもなく、正確な情報を知っているかどうかということに対して自信がないものですから、個別

案件の内容に関しては差し控えさせていただきますが、今、通常のプロジェクトタイプの借款で、ここに書いていただいているように実施段階においてプロジェクトに重大な変更が生じた場合、例えばサイトが変わって、もともとほとんど住民移転は出ませんというところにつくるつもりであったのが、どうしてもここにつくらなければならなくなると、そこで住民移転が例えば300数十人出ますというようなことになった場合には、サイトも変更になる、環境面のいろいろな影響も変更になるということで、基本的にはここで書いていただいているような再審査という形で対応することになるのだろうと考えております。

全くこれと同じというわけではないのですが、輪切りの案件で実際実施中にサイトの変更があって、1期目で出したものと2期目で出したものでロケーションが変わったというケースがありましたが、その際、2期目の審査のときに、新たなスコープでのEIAや住民移転計画に基づいて環境審査をやり直したというようなこともやっておりますので、そういった状況が生じた場合には基本的にはこういった対応をするのかなと考えている次第です。

ただ、1点、先ほどのことであるとしても、直接ローン・アグリーメントの中でこのプロジェクトと規定しているわけではなくて、言及がありましたが、ツーステップ・ローンということで、あの場合には環境基金を挟んでその先に行ったということで、その辺の対応が後手後手になったというところがひょっとしたらあったのかもしれませんが。済みません、私も正確な情報を持ち合わせていないのですが、ただ、今の場合ですと、ローン・アグリーメントの中でこのような案件をこのサイトでやりますというものについて、それが大きく変わる場合には基本的にはもう一回やり直しをするということで対応しているのかなと思っています。ですので、その場合には、文言をどうするかということは実態をもう一度きちんと確認してとは思っていますが、こういった考え方でやることになるのかなと思っています。

原科座長 そうすると、表現は違いますけれども、11ページに書いてあるNGOからの提案とJ Jの回答は中身は似たようなものだと考えてよろしいですか。必要に応じて再アセスをやるということになりますね。

事務局(杉本) そうですね。カテゴリAだったものがBになる、もしくはCになることはないと思いますが、そういった影響が下がる場合にはクリティカルな部分に絞ってという対応もあるかと思いますが、ここで 이슈になるのはカテゴリBだったもの

がAになるということかと思いますが、そういった場合にはきちんと影響について再度確認するという対応でいいかなと思っています。

原科座長 そうですね。AからBということはあり得ますよね。事業の内容を変更して影響が少なくなることはあり得ますけれども、大きくなれば当然再アセスでやると。

福田委員、どうぞ。

福田委員 ありがとうございます。

2点ちょっと。

1点は質問なのですが、具体的には、このような重大なプロジェクトの変更が起こった場合にどのような対処をするのかということについて、今、融資契約の中でどのように取り扱われているのかということをお教えいただければと思います。

2点目は、ここで私たちが提案させていただいている内容の中で重要だと思っているのは、1つはきちんとレビューを行うということですが、もう1つは、特にカテゴリAになった場合にはガイドライン本則に戻って情報公開をきちんと日本側でしてくださいというところが我々の提案の中でも重要な点なのですが、その点について何かJ B I Cからコメントがあればお願いします。

事務局（杉本） 当然、カテゴリAになれば、E I Aを承認されたものをもって、それに基づいて環境レビューをやるということになりますので、今のガイドラインの中で何か例外手続が書いてあるわけでもないの、それに沿ってやっているはずですし、私が記憶しているものではそういった形でやっています。

原科座長 スクリーニングをきちっとやるということですか。スクリーニングをやれば情報公開になりますよね。

事務局（杉本） ええ、情報公開ですね。

L / Aの中の記述は、今手元に資料を持ち合わせていないので、確認して次回の委員会なりで報告させていただきます。済みません。

千吉良委員 今の議論の中で、重大な変更が生じた場合というのは、通常はコベナンツみたいなのが入っているので、それにブリーチすることになると思うのですね。ただ、そのコベナンツをブリーチしたときの手続が今のガイドラインでは明確化されていないということなのではないかと思うのですけれども、そういった認識でよろしいでしょうか。

事務局（杉本） そうですね。ローン・アグリーメントの中では、アグリーメント自体

に違反した場合にどうのこうのというのはあると思うのですが、基本的にはアグリーメントに沿ってやっていくということを念頭に置いていると思いますので、それを大きく変更するということは、ちょっと正確に覚えていませんが、たしか想定していなかったと思います。確かに千吉良委員から御指摘のとおり、その場合、少なくとも環境レビューをどうこうするというような手続は書いていませんので、現状ですと、私どもはそこはもう一回基本に立ち返って、やるべきことをガイドラインに沿ってやるというような対応でやっているという状況です。

原科座長 それをガイドラインに明記するようなことが必要だと思いますね。

ちょっと寒いですがけれども、今冷房を少し弱くしてもらいました。環境社会配慮ガイドラインを検討しているのに余り冷やすとぐあいが悪いですね。

少し休憩しましょうか。一区切りつけてよろしいですか。大体今ので議論は終わったと思いますけれども。では、もう一言、フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 済みません、地球・人間環境フォーラムの満田です。

非常に細かい点なのかもしれませんが、重大かもしれない点を1点だけ提起させていただきます。

ここのNGO提言では、「カテゴリ分類に応じた」という書き方で、変更後の事業がカテゴリBからカテゴリAになるようなことを想定している書き方なのですが、事業の変更ということは、例えば港湾事業があるとして、実施段階で巨大なアプローチ道路がつけ加わったというような、カテゴリAなのですが、追加というようなことも想定し得ると思うのです。新しくつけ加わったそのスコープが単体で見てもカテゴリAレベルだったということもあり得ますので、もちろんカテゴリ分類が変更されたときはそれに応じた環境レビューということもあり得るのですが、要するに、変更して、その変更やら追加やらしした部分がカテゴリAなりBなりというレベルだった場合には、それに応じた環境レビューが必要かなと思って、提起させていただきます。

事務局（杉本） 今御指摘の点ですが、ローン・アグリーメントは金額に上限が決まっています、通常は、多少の予備費等々はあるものの、余り大きな住民移転等が出るようなアプローチがどんと1本のL/Aの中で追加になるようなことはまずはないということはあるのですが、ひょっとして御指摘の点は、大きな案件を何回かに分けてお金をつけていく中で入ってくるというようなことを想定されているのかもしれませんが、そういった場合にも、そういった影響があるのであれば、改めてその部分についてのEIAの内容を確認

して対応していくことになるのだらうと思います。済みません、今、実例が何かというのが思いつかないのですが。

原科座長 追加部分が巨大な影響がある場合ですね。全体でどうかという見方をしてはいけないのでしょうか。それでいいような感じもしますけれどね。

吉田副座長 それはスコープの変更でしょう。プロジェクト自身のスコープの変更なのだから、それは融資者側の認可事項でしょう。許可するに当たって、今、原科先生がおっしゃったように、プロジェクト全体のスコープの視点から再検討を行うという文言を入れればいいわけですよ。普通それがなされているはずですよ。

原科座長 普通はそうですね。

事務局（廿枝） そのとおりです。ちゃんとローン・アグリーメントには、何に使ってもいいですからというわけではなくて、当然、どの国のどのサイトにどういうプロジェクトをやるというコンポーネントも書いてあって、それを前提に幾ら幾らを限度として円借款を供与しますというのがあって、それとは別に、うちのホームページにもありますけれども、General Terms and Conditions というところに、目的に反した使用が判明すれば融資をサスペンドしたり、場合によってはターミネートするという、いわゆるレメディーと言われる条項が当然あるわけですので、目的外に使用したり、我々の知らないところで勝手に場所が変わっているとか大きな変更があるということは、これは契約違反になるということでございます。ですから、環境社会影響が変わろうが変わるまいが、我々との事前協議事項ということで、場合によっては、これは全く別のプロジェクトになってしまいましたねということであれば、L/Aをキャンセルして、改めてゼロからもう一回審査し直しましょうということにだってなり得るわけです。環境社会影響があろうがなかろうがそうなる場合はあるということですね。

満田さんの今の御指摘は、杉本が言いましたように一応想定したローンの上限額がありますので、改めてEIAが必要になるような、カテゴリAになるようなものが追加されるということは、もともとのオリジナルのL/Aには収まらない可能性があり、そうなるともはや追加というか変更とは言えないという感じがします。いずれにしても、追加だろろうが変更だろろうが、当初想定してきちんと環境レビューをやってL/Aを結んだにもかかわらずその後の事情の変化等に応じて重大な変更がある場合、しかもそれが環境社会影響にも重大な変更がある場合には、改めてゼロからやり直すのか、あるいは既往のL/Aの変更の中でやれる範囲なのかというのは個別の事情に応じて判断する必要がありますけれど

も、実質的には環境レビューをやり直すということにならざるを得ないと思います。

原科座長 ということで、再アセスをやることになると思いますけれども、そのことをガイドラインにどううまく書き込むかということだと思います。

それでは、ここで一たん休憩いたします。今、4時13分ですので、10分程度、4時25分から再開いたします。

午後4時13分 休憩

午後4時25分 再開

原科座長 それでは、4時25分になりましたので再開いたします。

次は7番、「フォローアップ」に参ります。

ここは記載は短いですが、「フォローアップについては新JICAにおいては状況の変化がある。また、日本の無償資金協力、有償資金協力の場合を除き、相手国の事業化の状況を把握することは必ずしも容易ではない」というコメントがあります。それに対し、「フォローアップについても第三者機関が関与すべき」、それから「環境アセスメントや住民移転に係る支援が実際の事業計画にどのように反映されたか検証が必要である」、こういう御意見が出ております。これはどのようにまとめましょうか。委員の方、おられますか。 では、フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

フォローアップについてはJICAのガイドラインを想定したポイントになっていると思うのですが、皆さん御案内のとおり、JICAの場合、協力事業の終了後ということで、開発調査なりが終わった、事業化の前、事業化した後というようなフェーズの話なのですね。ここに第1期ということで2点意見が載っているのですが、かなりトゥーマッチっぽく見えるようなことが書いてあるのですが、念のため説明したいと思って発言させていただいております。

最初の「フォローアップについても第三者機関が関与すべき」というのは、JICAで行った開発調査なりのレコメンデーションですとか、あるいは環境審査会における、特に事業化に当たってはこういう点に留意すべきみたいな、そういった形のレコメンデーションが実際問題どうなったかということについて審査会にもフィードバックしてほしいという趣旨の話だったように記憶しております。ですから、この話は審査会の役割といった議

論が後段の方でまた俎上に上がってきますので、そのときに議論すればいいのかなと考えております。

2点目の「環境アセスメントや住民移転に係る支援が実際の事業計画にどのように反映されたか検証が必要である」、検証と言うといかめしい形になってしまっておりますが、要はJICAで行った協力が実際の事業化にちゃんと反映されるようにしましょうねという趣旨の提案ですので、この2点については後で審査会の役割といったところで議論するのが適当かなと思っております。

原科座長 そうですね。JICAとJBIC、2つが統合されますので、JICAの事業とJBICの事業の違いをきちんと考えないといけないですね。フォローアップというのはそうでした。JICAで開発調査をやってから、その先の段階。実際にこれからはワンセットになる。これは堀田委員が最初のときにおっしゃいましたね。一貫して対応できるはずだから こういった問題はまさに対応できるはずなのですね ということで、そういうことをしっかり考えましょうとおっしゃいました。

ちょうどいい機会ですので、私が今追加でお配りした資料を御紹介します。お手元の両面コピーです。これは表ではなく裏側の方を見ていただきたいのですけれども、出典がわかるように1ページ目も書いておきました。これは『環境技術』という雑誌の8月号に掲載されるということで、ゲラがちょうど届いたところなので慌ててコピーをとったのですが、この表は私がつくったものです。ただ、表1はJICAの前の検討委員会の提言の中に出ているものです。ですから、皆さん一緒にこの提言をつくったときにまとめたものが表1です。表2は、それをもとに、この6月までの委員会における議論を踏まえて私がつくってみました。これでJICAの3つのスキームがどうなるかということの理解の助けになるかと思いましたので、きょう持ってまいりました。

これまでは開発調査が前提での有償資金協力だったのですが、これが表1。ごらんのように、外務省が発掘する、それから準備段階で開発調査、その後の審査、交渉云々になると資金協力機関等、例えばJBICとつながる場合はJBICに移る、こんなことで別の機関でやってきたわけです。それがこれからは一貫になりますので、このプロジェクトサイクルで考えるとJICA一貫でやるということになりますから、全体に対してきちんとした環境社会配慮ができるでしょうということです。そこで表2です。右の方は有償資金協力という表現があります。従来の円借款部分ですね。これがJICA一貫ですから、表1の方でいくと技術協力プロジェクトは全部JICAが対応しますからずっとJICAと

書いてありますけれども、同じような格好になるのではないかということで、表2ではこのように表現しました。ですから、開発調査の部分が有償資金協力、2つの組織が別々にやっていたことを一貫してやるという新しい仕組みになります。

それから、外務省の無償資金協力に対する支援ということで、現在は事前調査を通じてJICAが支援しているわけでありまして。その後は、こちらの場合には外務省がやっていく。これが表1の表現です。表1の真ん中の列になります。ところが、これも同じことで、一貫してJICAで行いますので、無償資金のうちJICA直轄分に関しては有償資金協力で整理したのと同じような形になるのではないかと思います。

しかし、無償資金協力の場合は2種類ありまして、もう1つは外務省が実施するものに関して事前調査等を通じて支援するという格好になりますので、これは今と同じパターンになるだろうと思ひまして、こう書きました。

まだ業務フローが明確になっておりませんので細部にわたっては書けませんけれども、考え方としては、プロジェクトサイクル全体に対してJICAがどうコミットするかということで整理したのが表2でございます。この表でごらんのように、JICAのコミットメントが随分明確になりますので、環境社会配慮を行うためには大変ぐあいがいいと思ひます。

フォローアップという概念は、先ほど満田さんがおっしゃったように、前段の作業と後段の作業が別の主体があったので、特にフォローアップということを強調されましたけれども、その意味では、今度は一貫になりますから、フォローアップといっても組織が同じものでやっていくということで、非常にぐあいがいいと思ひます。このプロジェクトサイクル全体の流れは、言ってみれば現在の世界銀行がやっているのと同じような考え方であると思ひます。ですから、世銀と似たような感じで考えたらよろしかろうと思ひまして、こういう表をつくってみました。これはまだ情報が十分でない段階ですから、全体の概念としてこういうふうになるだろうということで整理したものでございます。

ひっくり返していただいて、これは『環境技術』という雑誌で特集が組まれます。8月号ですからもうじき出版になりますけれども、「途上国での環境アセスメントからの教訓と提言」ということで私が総論的なことを書くように頼まれたので、ここに書いております。もうじき出版になりますのでぜひごらんいただければと思ひますが、きょうはこの表をごらんいただいて、プロジェクトサイクル全体にかかわるのだということを御説明いたしました。

それでは、「フォローアップ」のところはそのようなことでよろしいでしょうか。

福田委員 フォローアップについてですが、2点思っていることがあります。

1つは、既に議論されていますが、現行のJICAの開発調査というのは、その後の事業化がどのようになるかは基本的には相手国政府が決めることになる、しかし開発調査をやりっ放しではだめだよ、その後どうなったのかということ、これをJICAとしても主体的に見ていくべきだよ、という議論の中で、フォローアップという現在のJICAのガイドラインの規定が設けられたと理解しています。そういう意味では、今後、新JICAの新しい業務において、少なくとも協力準備調査に関する部分はこのフォローアップという話はちょっとそぐわない。まさに実際に協力準備調査の結果を受けて新JICAが行う審査の中でこのような内容は行われていくことになるのだらうなと思います。

一方で、新JICAが技術協力の一環として行う調査は今後も残っていくことになる。実はこれは単なる調査であって、その後実際に資金協力につながるかどうかは別問題、調査そのものが技術協力としての性質を持つものとして残るという御説明が今まであったか、と思います。こういうものについて、今JICAのガイドラインで設けられているフォローアップの規定をスライドさせるということはあるのか、なと思っています。

以上です。

原科座長 そうですね。技術協力に関しては従来型ということで余り変わらないと思います。

事務局（熊代） 基本的な考え方は福田委員が言われたことでよろしいかと思うのですが、ここで申し上げたかったのは、技術協力で行う調査について、これからどの程度それがあろうかというのはまだはっきりしないのですが、少なくとも残ることは間違いのないと思います。そのときに、今のガイドラインで書いてありますような格好でのフォローアップをきっちりやっていくのは実施上なかなか難しいなど。重要な案件についてはフォローアップ調査をして、その報告を公開したりということで、やっていないということではもちろんないのですけれども、ガイドラインに書いてある文言をそのまますべての案件に対してやっていくというのは実施上なかなか難しい面があるということ、を申し上げたくてこういうことを書いたということです。

原科座長 難しいというのはどういうことでしょうか。どういう意味で難しいのですか。やはりチェックしなければいけないものはチェックするという考え方ですよ。

事務局（熊代） 例えば、開発調査を実施した案件というのはたくさんあるわけですが、

それは基本的には相手側に報告書を提言して、相手側で事業化について検討してくださいという状況になっていて、それをすべて同じように今どうなっていますかというのを調べていくところに難しさがあるということを申し上げたいということです。もちろん今でも、円借がありますとか無償がありますというところはフォローしやすいのですが、今度、特に技術協力で残る調査はそうではないものばかりということになりますので、それがどのくらい残るかというのはもちろんあるのですが、今までのように多くの案件がある場合に、すべからく相手側にコンタクトして、今どうなっていますかというような感じでチェックして調べるというのは、投入するいろいろなインプットのにも難しい面があると感じていますということです。

原科座長 ただ、数の点で言いますと、開発調査のようなものは残るといっても実際はすごく減るわけでしょう。だから、今の御心配の点は、逆に今よりやりやすくなるのではないかと思ったのですが、そんなことはないのですか。

事務局（熊代） 相対的にはそういうことだと思います。比較で言いますとね。ただ、従来の場合にはそういう面がありましたので、そこをちょっと申し上げているということです。残ったのが例えば年間数件とかいう話であれば、それはそれでやれるということはあるかもしれません。

原科座長 その辺も十分配慮しなければいけないという御意見だと思います。それはもう少し検討した方がいいと思います。

どうぞ、清水委員。

清水委員 JICAの運用実態の確認報告のフォローアップのところ、JICAでフォローアップのための調査を行った場合に環境社会配慮調査の結果や提言の状況を確認したと書いてあります。この後、福田委員とJICAの間で何かやりとりがあったのかもしれませんが、今、難しいとおっしゃっているのですが、今のガイドラインの中でどのように難しかったかということをもう少し教えていただけますでしょうか。

私もフォローアップは非常に重要だと思っていて、大きく分けて2つの点があるのですが、まず1点目は、調査だけやって、その後統計をとったら事業化された案件が物すごく少ないのであれば、将来的には調査の必要性自体をもう少し吟味する必要があるのだろうという、税金のむだ遣いをしないという観点が1つ。

それから、フォローアップをすることによって、例えば開発調査の提言の中で環境社会配慮についてはこういう項目について配慮するべきであるという項目があっても、その後

事業化されたときにほかの機関がかかわって、それがほとんど考慮されていないようなことがあるのであれば、その国に対して今後開発調査をやる際にはその実施の段階でどうするのかということに非常に気をつけなくてはならないと思いますので、難しいという意味がよくわからないのですけれども、基本的にフォローアップをやるべきだと思います。新 J I C A 側がそれだけのために非常に労力を要するというかと思うのですけれども、例えば相手側に報告させてこちらがチェックする体制を整えるであるとか、いろいろフォローアップする方法はあるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局（渡辺） 1つは、J I C A としても開発調査を技術協力としてやっておりますので、そういった成果がどのように活用されているのかという把握をしているところであります。ただ、例えば開発調査は既に何件もやっておりますので、時間がたってしまうと相手国側も人がかわってしまってわからなくなってしまうといったことが出てきます。すぐに事業化されるというものではなかなかなくて、当然お金のめどが立たないと事業化はできませんので、そういった意味では、タイムラグが生じて事業化の状況がわからなくなるといったような点はあるかと思っています。幾つか既に実施状況確認の中で書きましたのは、開発調査の後、フォローアップ調査ということで具体の調査を J I C A がやっている場合については状況がわかるわけですけれども、事業化の状況がわからないケースも間々あるということになります。

原科座長 事業化の状況がわからないから仕方ないという言い方は、本来の趣旨からするとおかしくないですか。そうしたら、そういうのはやっても意味がなくなってしまいますね。それでいいんでしょうか。J E T R O の案件形成調査もですが、J E T R O は何とかフォローアップをすと言っていました。でも J I C A はそれをしないというのは言えないと思います。今の御回答はちょっとおかしな話。難しいとか、できないというなら、最初からそういうフレームワークを減らしていかなければおかしいんじゃないですか。

福田委員 議論がすれ違っている感じがするのは、結局、新しい J I C A のもとで技術協力として行われる調査事業というものがどういうものなのかということについて余り共通のイメージがないからかなという気がするのです。事業化云々という話が先ほどからされていて、確かに事業化云々ということが現行の J I C A のガイドラインでは重要なんでしょうけれども、調査をやりました、F / S をやりました、それが事業化されたかどうか問題になるようなものというのは、恐らく大方は、今度は協力準備調査として行われることになるのか、あるいは、例えば単体の事業に対する F / S とかの支援であっても、日

本政府としては、その後の資金協力につながるかどうかはわからないので、それは協力準備調査としてではなく技術協力としてやりますというものが残るのかどうかというところがよくわからないなと思っていて、もし環境アセスメントがどうだとか事業化がどうだとかいうようなことが議論できるような個別具体的なプロジェクトに関する案件形成というのを今後も協力準備調査以外のスキーム、要するに技術協力として行うのであれば、このフォローアップの規定をスライドするということになるのかもしれないですが、そうでないとすると、この規定はトゥーマッチというのは、それはそうだろうなと思っていて、具体的に新しいJICAで技術協力としてどういう調査活動を行うのかという中身がないと議論できないなという感じがします。

原科座長 確かに中身がないと議論できませんが、この辺はもうすぐ出ますよね。9月には答えが出るそうですから、それが準備できた段階で改めていたしましょう。

それでは、フォローアップのところはここまでにいたします。よろしいでしょうか。

8番目に参ります。「意思決定」。 が「環境レビュー結果の意思決定への反映」、が「JICAによる意思決定」、2つになります。

まず、「環境レビュー結果の意思決定への反映」。これはそれぞれ御提案の方に御説明いただきたいと思いますが、どちらからいきましょうか。 では、福田委員、どうぞ。

福田委員 WWFさんはここにいらっしゃってなくて、私も代弁する立場にはないので、その下の(NGO2)と書いてある、私たちが共同で出させていただいたNGO提案の方について説明させていただきたいと思います。

ここでは主に2点書いているのですけれども、要するに無償資金協力の話をここに書いているのであって、無償資金協力の現在の形というのは、原則としては外務省が審査を行い、JICAは事前の調査だけを行うという形になっています。これが今後、一般無償を中心としてそれなりの割合を新JICAが担当することになりますので、審査についてはJICAが主体的に現在の円借款と同じようなやり方をとるのでしょうかということがこの眼目であります。

中身として、1つは、JICAの中できちんと環境レビューを行い、その結果について日本政府に伝えるという現在の審査と意思決定の方法がとられるのかどうかというのが1点。

もう1つは、今後相手方とJICAが締結するところのグラント・アグリーメントの中に審査結果をどう盛り込んでいくのかということについてのポイントが2点目です。

2点目について若干補足させていただきますが、先ほどの、モニタリングの段階でJ B I Cがどういうアクションをとっているのかという説明の中で、原則としてはL / Aの中に相手方のとるべき措置が盛り込まれ、これについて違反があればL / Aの中にレメディ－が盛り込まれている、こういったものをレバレッジとして相手方に適切な対応を働きかけていくという御説明があったかと思います。同じことは恐らく無償についても言えるのだらうなと思っていて、現在はそういうものはないわけですがけれども、新たに贈与契約を新J I C Aが相手方と結ぶことになるわけですから、この贈与契約の中で実際に相手方が環境社会配慮上どういう措置をとるべきか、それから、それに限らないでしょうけれども、グラント・アグリーメントの違反が相手方にあった場合に新J I C Aはどのような措置をとることができるのか、グラントをとめることができるのかどうかということが、モニタリング段階での新J I C Aの実効性ある権限というものを確保する上では非常に重要になってくるのではないかなと思っているところです。

こちらからの提案の説明は以上です。

原科座長 WWFに関しては特にどなたからもございませんか。では、記載しているものをお読みください。「適切な環境配慮がなされない場合に、融資を実施するかしないかの判断を新J I C Aが行うプロセスを明確にすることを提案。又、判断した理由を公開することも提案」。一部は今の御説明に近いですかね。もう1つは、判断した理由を公開すると。

では、J Jの方からはいかがでしょうか。

事務局(杉本) J B I CのところではJ Jで書かせていただいています「全案件既に公表しており」というのは、これまでも何度か申し上げたとおり、事業の事前評価のプロセスの中で、具体的には、事業事前評価表を全案件、L / Aが締結された後に公開しておりますが、その中で環境社会配慮に関する項目があって、そこでどういう環境レビューを行って最終的にどういう判断に至ったのかというのを書かせていただいているということをごここでは書いております。

この先は情報公開のところにもかかわってきますので、またそちらでの話になると思いますが、今出ているものについて、これまでの議論の中でも一部、不十分ではないかというような御指摘もあったかと思いますが、こういった情報を今後出していけるのかということについては今検討しているところであります。ただ、基本的には、今、事前評価のところを出しているものをどうやって拡充していくのかということをもとに考えているところ

です。

原科座長 一部はそういう格好でまとまった格好になりますけれども、事前評価表の中で記載していただいていると。ただ、より詳細な情報という要求のようですから、それに対してどうするかということを検討していただけるということでございます。

では、これは情報公開の方でまたやりましょう。

そうすると、今のローン・アグリーメントに対応するようなグラント・アグリーメントというもので、文書としてきちっとやらなければうまくいかないんじゃないかという御提案ですね。この辺はどうでしょうか。

事務局（渡辺） 贈与契約につきましてはまだ検討中でございますけれども、1つは、モニタリングの実施など相手国が実施すべき点についての確認は必要になるかと思っております。これは相手国との文書での確認が必要になるかと思っておりますけれども、贈与契約の附属文書とするか別の形式とするかは検討中でございます。

もう1つは、何か贈与契約の中身に違反した場合の措置につきましては、交換公文でもそもどう規定がなされるかということによりますので、それを踏まえて検討することになるかと考えております。

原科座長 福田委員、どうぞ。

福田委員 本日1枚資料を配らせていただきましたので、それをごらんいただければと思います。「外務省国際協力局長 別所様」という7月14日付の要請書をこちらの方にらせていただきました。

1番はローリングプランの公開の件で、既にここで議論になった話なのでいいのですが、2番で新しくできる贈与契約と日本政府が結ぶ交換公文の関係について申し上げさせていただきます。実はこの部分は、新JICAがどうかして欲しいという内容ではなくて、むしろ外務省さんに対してどうかして欲しいという内容になっているところです。というのは、ここでする書かせていただいているのですが、ここでのポイントは、グラント・アグリーメントの中にJICAが援助を停止ないし中止する文言を盛り込めるかどうかということが極めて重要な問題だと思っております。その重要性については先ほどもモニタリングの議論の中で多分もう皆さんおわかりだと思います。問題は、現在、どうも日本国政府が相手国政府と締結する国際約束である交換公文というのは有償と無償で文言が違うらしいのです。いろいろ書かせていただいておりますが、有償、円借款の場合には、JBICが締結する融資契約に基づき円借款が供与されるという形での交換公文が現

在締結されている。一方で、無償資金協力については、これは日本政府が直接供与しているということもあるのですが、日本政府が相手国に対して贈与を供与するという、日本政府を主語にした形の交換公文が締結されているということになっているようです。ここで問題になるのは無償の方の文言でありまして、この文言をそのまま読むと、資金を供与する義務を直接日本政府が負っているわけで、実際に無償資金協力を実施する JICA が勝手に日本政府の義務を邪魔するような、お金をとめるだとか、援助をやめるだとかいったアクションをとることは難しいのではないかとということが議論として出てきているわけです。私は、この点については、無償資金協力の多くの部分、特に新 JICA が担当する部分については、新 JICA としてきちんと環境の審査を行い、実施段階でのモニタリングを行う、そのために必要な権限はきちんと新 JICA に移すべきだと思っています。もちろん現在は外務省が実施しているわけで、JICA はあくまで実施促進という立場で無償資金協力の実施にかかわっているわけですが、今後はそうではないわけです。新 JICA が直接無償資金協力を実施するという体制にしましょうということを行っているわけですから、当然、実施段階においてどのように環境社会配慮面をモニタリングしていくか、その中できちんと新 JICA が相手国に対してレバレッジを持って物事を言えるということを確認するためには、新 JICA が独自の判断として援助を停止したり中止したりという権限を法的に背後にきちんと持つべきだろうと思っています。そのために、日本政府が今結んでいる交換公文の文言を有償の方にそろえたらどうですかというのが、ここで外務省に提案させていただいた内容になります。

私の理解が正しければ、この問題が解決しないと贈与契約に何を盛り込めるかという問題に行き着かないという関係になっていると理解していますので、この議論を JICA の皆さんとやっても余り話が先に進まないというのがあります。この点についてはまた場所を変えて外務省さんとお話しさせていただきたいと思いますが、もし委員の方で何か御意見がおりということであれば、ぜひお聞かせ願えればと思います。それが 1 点です。

もう 1 点ですが、先ほどモニタリングについて、どこに盛り込むかはわからないが何か文書に盛り込むことになるでしょうというお話を渡辺さんからいただいて、これは別の文書になる可能性があるというお話があったのですが、別の文書というのは、グラント・アグリーメントの一部をなす別の文書なのか、それとも、それとは全く別の相手国との合意のための文書がつくられるのかどうかという点について教えていただければと思います。

以上です。

事務局（渡辺） グラント・アグリーメントの附属文書になるのか別文書になるのか、これは検討中の段階です。例えば、場合によってはグラント・アグリーメントを結ぶ前に何か文書合意をとるということもあり得るかと思っています。

福田委員 それは、例えばグラント・アグリーメントが結ばれた段階で、グラント・アグリーメント上のレメディーの対象とは別の文書になるということなのでしょうか。相手国側に義務違反があった場合の。

事務局（渡辺） 済みません、グラント・アグリーメントの中身がどうなるかわからないので、例えばレメディーがどうなるかわかりませんので、レメディーの対象になるかどうかは今何とも言いようがないのですが。

福田委員 別の文書というのは具体的にはどのようなものを想定していらっしゃるのですか。

事務局（渡辺） 1つのやり方は、協力準備調査の段階で相手国と文書合意をする機会があるかと思っておりますので、そういうタイミングを使うというやり方もあるかと思っています。

福田委員 協力準備調査の段階でというのは、協力準備調査のどの段階ですか。

事務局（渡辺） まだどの段階とかそういうふうには決めていません。

福田委員 恐らく協力準備調査の結果としてこういう環境社会配慮が必要ですねということになって、そのために必要な合意を相手方と結ぶという物事の順番になると思うので、協力準備調査の段階で相手国との間で実施段階に必要な環境上の措置について合意を結ぶということがいまいちイメージがわからないのですが。

事務局（渡辺） 少なくとも協力準備調査の段階で、これこれこういうことが必要というのは見えているかと思うのですね。例えば、何か機材が供与されれば、それを維持管理する体制が必要ということもわかっているはずですし、こういう施設をつくるということであれば、モニタリングが必要な項目もわかると思います。そうすると、実施の段階になったらこういうことが必要だということは協力準備調査の段階でもわかると思っています。

原科座長 どうぞ、満田さん。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

おっしゃっていることがのみ込めないのですが、協力準備調査というのは、いわゆる審査の前の段階ですよね。協力準備調査があって、審査があって、意思決定があって、グラント・アグリーメントが締結されるということを想定したときに、グラント・アグリーメ

ントで想定している事業の実施段階の環境社会配慮上の措置というものを協力準備調査のいかなる段階でも結ぶのは極めておかしい話だと思います。考え得るとしたら審査なのかなと思うのですが、そういう仮定の話をしてもしようがないので、これ以上追及してもしようがないとは思いますが、一言おかしいということを申し上げます。

原科座長 私もそんな印象を受けました。途中段階で見通しは立ちますけれども、合意というのはきちっと結論を出すわけだから、その途中段階ではちょっと手続的におかしくないですか。見通しが立つということはある程度ありますけど。それは私も疑問に思います。これはもう少し整理してください。

事務局（渡辺） つまり、見通しが立つというか、相手国がこうやるということを確認していくというプロセスは調査の段階でもどんどん進んでいくものと思っています。例えば、相手国がいついつまでに建物を建てるための土地を用意するとか、そういうスケジュール確認もしながら調査を進めていくわけです。そういう意味では、相手国が何をするかという確認をしながら調査を進めていくことになりますので、そういった確認というのは調査の中で十分行えるものだと思います。

原科座長 いや、それはアセスメントの概念に合わないんですよ。アセスメントというのは意思決定の前にやるものですから。今のお話だと、事業はもうやる事が決まっているような話になってしまうので、それはおかしいと思います。アセスメントというのは、そのアセスの結果事業の内容自体が変わり得るものですから、アセスの概念から言うとそれは論理的にはあり得ないと思います。予想は立ちますけれども、確定はしないと思います。

福田委員 今の渡辺さんのおっしゃったことを理解している人がこの場にいるのかどうかよくわからないのですが、私も、非常に不可解な話だし、どうもよくわからないなと思うのですが、とにかく1つきちんとしておきたいと思っているのは、最終的な資金協力についての日本政府の相手国政府に対するコミットメントと結びつける形で何らかの環境社会配慮上の合意がなされないと意味がないわけですね。幾らミニッツをたくさん結んだところで、それが実際に 今からお金を出しますよ、ただしこれこれこういう約束は守ってくださいねという形で、日本政府の資金協力に対するコミットメントと結びつける形で相手国との合意がなされることが重要なのであって、それが協力準備調査の段階でできるという話は、私にはよくわからない話であります。

吉田副座長 私も知らないことではないのですけれども、グラントでやった案件で、実

際に住民移転とか環境が劣化して非常に大きな問題になって、何とかしたいのだけれども実際にはそういう条項がないために何ともしがたいという事例は幾つかありますか。そういうのをお話ししていただくとイメージがわくのですけれども。

原科座長 そうですね。では、もしあれば。

福田委員 直近で我々が経験があるのが、何度かこの場でも御説明させていただいているカンボジアの国道1号線の事業です。これはカンボジアの国道1号線という道路を56kmほど改修する事業なのですが、実際に現在何が進んでいるかという、先ほど申し上げたように、住民移転計画の最終案も公開されない、何の生計回復策も用意されないまま既に全線の7割で移転が終わってしまっているという事業です。私はいつも問題だと思っているのですけれども、実際に現地で前線に立って相手国政府とやり合い、こういうことをお願いしますねという形で活躍しているのはJICAの現地事務所の方なのですね。この方は物すごく一生懸命やっつけらっしゃるのです。問題は、実際に資金を供与する責任を持っているのは外務省なのですね。意思決定の主体と実際に現地で交渉に当たっている主体が異なっているのです。この事業の場合、実際にガイドラインの先行適用案件という形で、全面適用ではないのですが、できる範囲のことはきちんと適用していきますという形でガイドラインを適用してもらって、その点についてはJICAとしては相当努力してもらっているのだろうなという気はするのですが、しかし、前線で頑張っているJICAの人には実は最終的な権限はない話なのですね。一方、現在担当している外務省の無償技協課というのは、環境社会配慮の担当者とか専門の機関あるいは審査の担当者がいるわけではない。そういう、意思決定の主体と実際に環境を見ている人がずれている中で行われているという現実があります。私たちが、これはガイドラインに合致していないと、例えば住民に対する生計支援策が今のところ何も予定されていないのでこれはおかしいんじゃないですかという議論をするのですが、実際にJICAの人としては相手国政府に一生懸命働きかけていますということになりますし、外務省には余り情報がなくてきちんとした回答が得られないという中でずるずると第2期の住民移転が進んできてしまっているというのが現状であります。

原科座長 これは外務省としてはどうでしょう。2つに分ける以上、クリアに差をつけないとおかしいですね。2つというのは、無償の種類を2つに分けて、JICAにやってもらおうというのだったら、きちっとやった方がいいと思いますけれども。

北村委員 外務省の北村でございます。

今、福田委員から言及があったカンボジアの国道1号線の話自体は、私自身、福田委員ほどの知見を持っていないので、事実関係を含めてここで御紹介はできないのですけれども、先ほどの御発言で言及のあった要請書について申し上げれば、まだ外務省、政府あるいは新JICAとの関係でのスタンスが固まっていないので、この場で正面からお答えすることはできないのですが、基本的な考え方としては、円借款であれ、無償資金協力であれ、それはすべて国民の税金等を原資としてやるということですので、基本的に、まず出発点は、ODAの案件を供与する、しないということは政府が決める。したがって、例えば改正された新しいJICA法の世界の中でも、有償資金協力ないしは無償資金協力というのはすべて交換公文、国際約束に則って行うということを明示しています。そこから先、実施機関であるところの新JICAがその実施を行う上で必要な措置をとるということは当然考えられるわけですが、国対国が決めた案件を完全にストップするということは恐らくできない、実施することを前提にした上でいろいろな配慮をどのように担保していくのかというのが実施機関としてのJICAの役割になっていくかと思います。

これ以上踏み込んだ回答というのでしょうか、細部に至ってはまだ考え方の整理ができておりませんので、E/NあるいはG/A、L/Aとの関係でどのようにそこをすみ分けしていくのかというのは引き続きの検討課題とさせていただきたいと思います。

原科座長 ありがとうございます。

吉田副座長 コメントになりますけれども、贈与という途上国と日本の間の協力関係の最もシンボルとなるような事業において往々にして環境社会配慮というものが原因で大きなダメージを受ける可能性があるかと認識すべきだと思うのです。せっかく50億円とか何十億円という贈与、日本の国民の血税を使っているながら、たまたまそういう配慮が機能しなかった、配慮したのだけれども現実に機能していない、それが大きな原因となって、場合によっては世界じゅうに広まるようなニュースで発信されてしまうというのは、せっかくの血税の数十億円がマイナス何十億円になってしまう。そういう結果を招くおそれがあるという意味においては、やはりこの点についてはぜひ深く検討していただきたいと思わざるを得ません。

原科座長 全くおっしゃるとおりですね。何とかJICAにそういうレバレッジを持てるような工夫をしていただきたいと思います。完全にストップは無理でも、何かいろいろな工夫はあるでしょう。これはむしろJBICがそういうものをいろいろ経験しておられるから、何か工夫をしていただきたいですね。

ほかの委員の方、行政の方でこの件に関して御意見はございますでしょうか。財務省、環境省、それぞれ来ておられますので、何かあれば。確かに無償でお金をたくさん出してマイナスになってしまったのでは、お金を使った意味がなくなるというか、むしろマイナスのひどいことになりますね。これはきちっとやらないといけないと思います。

北村委員 これまでもこの場で議論していたことの繰り返しになるのですけれども、このカンボジア国道 1 号線の件、私も詳しくはこの場で反論等はできないのですけれども、1 点だけ申し上げれば、有識者委員会の最初のころに吉田副座長からも提起があったかもしれませんが、途上国、今回の件ですとカンボジアが自らいろいろと環境配慮をやるというようなことを言っている中で、更に言えばガイドラインの先行適用案件ではあるのですけれども、無償資金協力の本体事業についての環境社会配慮がどのように担保されるべきかについてガイドラインが存在していませんので、そういう中で、途上国が自ら環境社会配慮をやると言っているような事業について、どこまでどういう形で日本政府が適切ではないと判断して事業のアクセル・ブレーキを踏んでいくのかというところがそもそものこの案件に内在している問題ということになってくるかと思います。したがって、相手国の責任、相手国の能力の有無を環境社会配慮の中でどのように取り扱っていくのかというのが 1 つ論点として引き続きあるのだと思います。

原科座長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員 私も、吉田先生がおっしゃった配慮ということが援助をする上での大きな政治的意味を持つということも私たちも認識した方がいいと強く思っています。私たちも現場で活動していて、援助がプラスの面だけではなくてマイナスの面が持つインパクトというのはかなり大きいと思っています。加えて、国際的議論の中でも援助効果向上というエイド・エフェクティブネスの議論がありますけれども、その中でも、オーナーシップという議論の中で、途上国の現地住民を中心に位置づけ、彼ら自身でどうやって本当の意味で援助の効果を発現させていくのかということがあります。その意味において、これまでのように配慮というのがただ単に 1 つの考えなければいけない配慮事項というだけではなくて、それ以上に重要な政治的意味を持つのだと考えています。それは、私個人の意見と言うよりも国際的議論の中で主流になりつつあるということも含めて、私は吉田先生の発言をエンドースしたいと思います。

原科座長 ほかにございますでしょうか。

福田委員 1 点だけ。

先ほどの北村さんの御発言の中で、実際に日本政府が約束しているものなので完全に新 JICA がストップするのは難しいところがあるというお話があったと思うのです。当然、日本政府として、しかも日本の外交政策の一環として供与する資金なわけですから、新 JICA が勝手に判断して、勝手にお金をとめますということは起こるべきではないし、起こるはずもないと思うのですね。例えば、現在の JBIC の円借款の L/A や GTC の中でこういうレメディーがありますということが書いてあるということと、日本政府に報告も相談もなしに、相手国にこういう違反があったからとめますということを勝手に JBIC が判断するという話との間にはやはり隔たりがあると思うのです。これから無償を実際に新 JICA が担当していく、円借款も無償も技術協力も JICA が一本で担当していくということで実施体制をつくっていくわけですから、例えば、無償だけは円借款の E/N、L/A とは違う扱いをしないといけないんですよということであれば、なぜ無償は特殊でこのような外務省の関与の仕方が必要なのかということについて外務省としてきちんと日本国民に説明するべきなのだろうと思います。それがなければ、現在の有償のやり方に合わせて実施機関の側に権限を移すということでも特段問題ないのではないかと考えています。

北村委員 そのところで外務省が説明責任を負っているということはおっしゃるとおりだと思います。JBIC が行う円借款についても、新 JICA のもとではすべて交換公文、国際約束のもとに行うということで、有償資金協力ないしは無償資金協力で根本的にやり方に違いがあるわけではないということがまず前提としてありますので、それを踏まえた形で、差異が必要ならば、どうしてなのかということは我々としても説明できるようにはしていきたいと考えています。

原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、この件は大体このぐらいでよろしいでしょうか。

清水委員 今回のポイントとは違うのですけれども、私たちの提言の中で、(NGO2) の1) のところで、住民移転計画最終版の提出やモニタリングの実施、モニタリング報告書の提出など、実施機関がとるべき措置についても L/A またはその附属文書に盛り込むものとするという提案に対して、「J」側からの回答で、「ただし、住民移転計画やモニタリング報告書の提出まで対応措置の対象とすることは慎重な検討が必要」と書いてあるのですけれども、これは一体何でなのか、その理由を聞かせてください。

それから、先ほど杉本さんから、現在 L/A に何が盛り込まれているかということにつ

いて、環境社会配慮をすることというざっくりとした文言と、そのほかについては事業によって異なるというような御説明があったと思うのですが、個別のプロジェクトにおいてどのような文言が盛り込まれているのか、現在のJ B I CのL / Aにおいてどのような文言が盛り込まれているのかということについてお聞かせください。というのも、ここに私たちが例示として挙げさせていただいた住民移転計画やモニタリングの報告書というのはかなり基本的な環境社会配慮上の項目だと思っていて、これに対して慎重な検討が必要というのはどういうことかなと思いました。例えば、J B I Cの現在の国際金融等業務では、すべてのA・B案件でモニタリング報告書の報告が義務づけられるということがL / Aで書いてあるということが実施状況確認調査の中で書いてありましたし、これについて、円借款では何でそれが難しいのかというのがどうも不可解でしたので、そのあたりの御説明をお願いいたします。

原科座長 住民移転計画最終版提出ということは、当然出してもらいたいと言っておかしくないと思いますし、モニタリング報告書もとる。こういう約束をしている以上、出してもらうのは当たり前だという感じを私は持ちます。それが当然だと思いますけれども、慎重な検討という理由はどういうことになるかということです。むしろ住民移転計画というのは地元の住民に説明しなければ意味がないですよ。それをこちらで出してもらうのは当たり前だと思いますけれども、随分消極的な感じを持ちます。

事務局（杉本） 今、清水委員からありました文書は手元になくてあれなのですが、これについては……、論点表ですか。

原科座長 12ページの上半分のところ。「新」I C Aは、環境レビュー結果を踏まえ、以下につき融資契約（L / A）、贈与契約（G / A）またはその附属文書に盛り込むものとする」。そして1）と2）とあって、1）の方に「住民移転計画最終版の提出やモニタリングの実施、モニタリング報告書の提出など、環境社会配慮上、実施機関がとるべき措置」と。内容はそんなに難しいものではないと思います。

事務局（杉本） 2）の件と12ページの一番上に載っている件ということによろしいですか。

12ページの上のところ「J」J」ということで書かせていただいている点なのですが、2）で、「1）に違反した場合、新」I C Aがとることができる協力の停止・中止などの措置」ということで、確かに住民移転計画を出すとか、モニタリング報告書をきちんと出すことを慎重に検討するというのではなく、ここで書かせていただいているのは、そう

いうものを出さないことをもって直ちに協力の停止なり中止にすぐ結びつけるのかどうかということを書かせていただいています。

原科座長 なるほど。すぐに結びつけることではないと。

事務局（杉本） はい。個別のいろいろな事情もありますし、モニタリング報告書自体が重要というよりは、きちっとモニタリングして、その状況をいかに押さえて、相手がそれに対して改善していくような対応なりコミットがあるかということ及びそれをどう引き出していくかということ、むしろ実態面をどう担保していくかということも文書に負けず劣らず重要なポイントかと思いますので、そこは一律に何が出てこないからだめだという話ではなく、状況を見て個別に対応していくというようなことも現実としてはあるかと思いますので、出ないからといって一律……

原科座長 すぐに中止まで行かなくても、それは極端な場合ですけれども、でも何らかの対抗措置は必要だと思います。先ほどの具体事例をお聞きした範囲では、住民移転計画書をきちんと公表しないでどんどん行ってしまったわけでしょう。それは今お聞きしたばかりです。具体例を。そういうときに何も手を下せないでは、それで行ってしまうでしょう。これはぐあいが悪いですよ。だから、それを提出しなかったら何らかの措置がとれるように。その措置の極端な例を持ってこないで、何らかの措置をとるように工夫しなければいけないと思います。そうしないと、住民移転計画書を公表しないで進めてしまうということが実際に起こったわけですから。それはやはり我々としては困りますね。まさに先ほど北村委員がおっしゃったように国民のお金でやっている活動なのですから、きちんと使われないのを、何も手を下せないというか、何も対抗できないのでは困ります。

事務局（杉本） ですので、決して何も規定しないということではなく、基本的には、こういったことを約束しているでしょうということで、レバレッジをきかせつつ、相手にプレッシャーをかけつつ対応を促していくということだろうと思っております。

原科座長 そうということですね。だから、「対応措置の対象とすることは慎重な検討が必要」という表現だと、しないように思ってしまう。今おっしゃったことならわかります。

事務局（杉本） 申し上げたいのはそういうことでして、ちょっと表現ぶりが良くなかったかもしれませんが、即座に結びつけるものではないということだけがここで言いたかったことだと思います。

原科座長 それはそうですね。極端なことはできないですから。

清水委員 私たちのNGO提言でも、住民移転計画書最終版を提出しなかったら即中止、1日でもおくれたら即中止だとか、そういうことを提言していたわけではなく、あくまでもそこに盛り込むことによってレバレッジをきかせて、最終的な手段としてそういう方法もあるだろうという趣旨で書かせていただきました。

原科座長 では、同じ趣旨ということで理解いたします。

「環境レビュー結果の意思決定への反映」の部分ですが、このあたりでよろしいでしょうか。

では、「JICAによる意思決定」、この部分はいかがでしょうか。これは特に委員から意見は出ていないようですが。

福田委員 済みません、JICAの説明を先にいただきたいと思うのですが。

原科座長 説明を聞いてからにしましょうか。

では、JICAの方、御説明をお願いします。

事務局（渡辺） JICAガイドラインの2.8.3のところですけども、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」ということで例が列挙されておりまして、その中に、1つは「開発ニーズの把握が不適切な場合」ということがございますけれども、開発ニーズの把握についてはどちらかという環境社会配慮面から判断されるものではなくて、別の面から判断されるものかと思っております。ほかに、ここに記載しましたような点が「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」というように記載されているわけですけども、ちょっと考えにくいような場合が挙がっておりまして、もう少しわかりやすい表現が考えられてもいいのではないかと。例えば相手国に働きかけても適切な環境社会配慮がなされない場合とか、そういう言い方もあるわけですので、こういう書き方が適当なのかということについては疑問を持っております。

原科座長 大体書き方がややこしくなるのは、随分議論してまとめるからこうなるので、その議論のものとことをもう一回確認した方がいいような感じがしますね。文章がややこしくなるのは大体そうですよね。いろいろな議論があって。

では、確かにこれはわかりにくい表現ですけども、もうちょっときちっと整理できないかということだと思います。

どうぞ、福田委員。

福田委員 2点申し上げたいと思います。

1点は、ややこしくなったのは、私の知る限りでは、現行のJICAのガイドラインを

つくるときにJICAの方から、とめるべき場合というのは一体どんな場合なのか具体的に示してくださいという話があったから、こんなことがあり得るのかというようなたくさん具体的な例示がここに盛り込まれているというのがこの文言の経緯だと思います。例えばJBICの審査段階での表現は、働きかけても環境社会配慮がなされない場合みたいな文言だと思いますが、それで十分といえば十分であると私も思っていて、むしろJICAの方がこういうものを盛り込んでくれと言ったのがこの文言が入った経緯だと思います。

それから、前段部分の「開発ニーズの把握が適切か否かは環境社会配慮面のみから必ずしも判断されるものではない」というのは、ちょっとガイドラインの読み方が違うのかなと思っていて、ガイドラインに何と書いてあるかということ、開発ニーズの把握が不適切な場合は環境社会配慮が確保できない場合であると書いてあるのですね。要するに、開発ニーズがきちんと把握されているというのが適切な環境社会配慮の一要素であるということが書いてあるのであって、「開発ニーズの把握が適切か否かは環境社会配慮面のみから必ずしも判断されるものではない」というのは、それは当たり前の話ですね。そもそも論理の矢印が反対であって、開発ニーズが適切でなければ環境社会配慮がきちんと確保されないよということをガイドラインでは言っているのですね。ところが、ここに書かれていることは、環境社会配慮面だけから開発ニーズの把握はできませんよねと。それは当たり前のことであって、ちょっとガイドラインの読み方が違うのかなと思います。

原科座長 今の件はどうでしょう。ガイドラインの読み方が違うということですが。

事務局（渡辺） 見方というか、例えば開発ニーズの把握が十分ではないんじゃないかということから環境社会配慮が確保できないと判断できるのではないかといったような主張を受ける例もあるという意味で、では開発ニーズの把握が適切かどうかといったような議論にもなり得るけれども、それは環境社会配慮を議論している中でだけで議論にはなかなかならないですねということを申し上げております。

原科座長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 1点、JICAに教えていただきたいのですが、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合は」というところのガイドラインの書きぶりなのですが、「JICAは、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する」となっているのですね。私、これは具体的にどういう場合かなと思って考えていたのですが、例えばイラクでの15億ドルの無償資金協力のケースがあったと思うのですが、あの場合も開発ニーズの把握はできなかったと思うのです。実際、治安上ニーズ把握にはいろいろ困難

があったと聞いています。すなわち環境社会配慮が確保できなかったわけですね。実際、ガイドラインも適用されませんでした。適用されなかった理由は、「緊急」ということだったと思うのですが。その場合、JICAとしては、協力事業を慎重にすべきじゃないかということを用意決定して、外務省に提言されたのでしょうか。それはこのケースに当たらないと考えたらいいのでしょうか。そこを教えていただきたいと思います。

事務局（渡辺） 結論から申し上げますと、このケースには当たらない格好になります。JICAとして実施したのは開発調査で実施したものがございますけれども、内容としましては、リハビリ事業をどうやるかということで、もともとあった施設が壊れてしまった、それをどうやって復旧させるかという計画でございますので、そういう意味ではニーズは明確であったと認識しております。

原科座長 よろしいですか。

今のところは確かに長い文章ですね。JICAによる意思決定。

フロアから出ましたね。では、今度は右の男性の方。

一般参加者（苑原） 大東文化大学法学部、苑原と申します。

別個の資料でJICAのガイドラインとJBICのガイドラインの対応表というのがございますが、その中で意思決定の対応表、2.8という項目を対照していただいておりますが、JICA側の2.8.3の規定ぶりを見ますと、「プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICAは、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する」というのが柱書きになっていて、そこで「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」という文言のいわば例示として、「例えば開発ニーズの把握が不適切な場合」以下何々の場合ということを示しておりますので、こういう例示そのものが不適切だった場合には、それを今回のJBICの方のいわば裁量権が確保されている形で、単なる「プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えると考える場合」という文言で収束される方がより適切なような気がしますが、どうでしょうか。もしこういう例示をする場合は、それ以外の場合はどうなんですかと、必ず例外が生じてしまうおそれがありますので、JICAの方の規定ぶりはちょっとまずいのではないかと思います。

原科座長 「など」ということですから、大体これに類似したものというような感じで整理したのだったと思いますけれども、この表現はうまくないということですね。

では、もうお1人の方。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私は開発ニーズについて発言させていただこうと思っているのですが、それは今の議論の流れとちょっと違うのですが、よろしいでしょうか。

原科座長 では、ちょっと待ってください。

今、表現ぶりがちょっとぐあいが悪いという御意見を幾つかいただきましたけれども、そうでしょうか。もう一回ゆっくり考えた方がいいと思います。では、これはそういう意見をいただいて、もう一回検討しましょう。私はこういう例示をしたことに重い意味があると思います。昔の議事録を見直した方がいいと思います。その上で検討しましょう。

では、話題を変えます。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

先ほど、開発ニーズについて渡辺課長が、必ずしも環境社会配慮面から判断されるものではないということを御説明されたのですが、私の解釈ですと、JICAの環境社会配慮ガイドラインはかなり環境社会配慮というものを大きくとらえているなと感じておりまして、開発ニーズというものは常に代替案の検討のときに議論になったように記憶しております。すなわち、代替案を検討するときに、必ずゼロオプションというのでしょうか、事業をしない場合とした場合、あるいはほかのさまざまな代替案を比較していきまして、環境社会面での影響と事業の効果をある意味はかりにかけて検討していくのだと思うのですね。ですから、一連の作業をJICAの環境社会配慮ガイドライン、そしてJBICも代替案の検討は重視しておりますので、その中で開発ニーズというものはおのずと、非常に難しくはありますが、検討されていくべきものなのかと思っています。でありますから、そもそも開発ニーズの把握というものはさまざまな意思決定のときに考慮しなくてはならない重要な要素の1つでありまして、従来ですと開発ニーズについては環境社会配慮の外で見られていて、それぞれ独立に議論が進んでいったことの弊害というものもございまして、代替案検討の中でこうしたものをあわせて見ていくことの効果は非常に大きいと私は考えております。ですから、私としては、開発ニーズという言葉をおこの中で盛り込むことはある意味適切なのかなと考えております。

後半のさまざまな例示につきましては、先ほどのヒューマンライツ・ナウの提案にもかかわっているのかなと思っているのですが、事業によってさまざまなケースで、ここに書かれているのはある意味極端な場合で、JICAさんが想定することが難しいと書かれたのもごもっともな話ではあるのですが、ただし、JICAのガイドラインが策定された段階でこういうことが想定され、議論の俎上に上って、また恐らくこのような場合が全くな

いとは言えないと思っているのです。あるいは、これほど極端ではなかったとしても、そもそも事業が非常に重大な環境社会影響を伴う、例えば万レベルの住民移転を伴うですとか、とにかく予測しがたいような環境社会影響が想定され、かつ緩和措置をとることが非常に難しい場合だって想定できるわけですよ。極端な例を書いています、そういうことがあり得ないわけではないからには、やはりこういった何らかの文言は入ってしかなるべきなのかなと考えています。

以上です。

原科座長 私も、環境アセスメントをやった結果としてこういう判断、つまりとても緩和策で対応できないということはある程度ありますから、これが例示で入っていても全然おかしくないと思いますね。どうしてこれは例示としておかしいのか、逆にそれを私としては聞きたいと思います。これはアセスの結果として十分あり得ますよ。「事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合」、こういうのはたくさんの案件で出てきます。そういう場合は中止ということもありますよ。日本でもそういうことがありましたからね。藤前干潟が中止になりましたけれども、これはまさにそういうことですよ。だから、これが想定できないという理由がよくわからない。

では、この議論はここまでにいたしましょう。改めて当時の議事録も確認したいと思います。

9番目に参ります。「緊急時の措置」。

これは福田委員から意見が出ていますので、御説明いただいていますか。

福田委員 私がここで書かせていただいたのは、現在のJICAのガイドラインを前提として、JICAのガイドラインに現在設けられている「緊急時の措置」という点についてどういう手続を踏めばいいのかということを確認したらどうかという提案でありました。と申しますのも、緊急時の措置については、JICAの運用実態確認によれば、基本的にはすべて事前調査段階を省いて本格調査にすぐ入るという形で緊急時の措置の手続がとられたということが運用実態確認上書かれておりましたので、じゃあそう書けばいいんじゃないですかというのがもともとの提案だったので、ただ、現実問題、今考えてみると、新しいJICAで緊急時の措置として何をやらなくてはいけないのかということは、新しいJICAの業務との関係で立ち返って考えなければならぬのかなと思っていて、この提案自体、現在のJICAを意識し過ぎていて、新しいJICAのもとでどういう提案をすればいいかということについてきちんと練れていない提案なので、これをそのまま

議論すればいいのかというのはよくわかりません。むしろ JICA・JBIC さんの方に、今後新 JICA で行う業務の中でガイドラインを守れない場合が出てくるのかどうか、それはどういう場合なのかということをもまずは整理して出していただいた上で議論するというのが、この点については議論のやり方としていいのかなと現在感じているところです。

原科座長 では、ちょっと御意見をいただきましょうか。

事務局（渡辺） この点は確かに、御指摘いただいたとおり、どういう手順が規定されるかによって左右されるところがありますので、そういう意味で立ち返るところがあるかと思います。ただ、今想定しているのは、幾ら緊急時の措置だからといっても、例えば環境レビューを省くといったようなことは考えられないと思います。そういう意味では、環境レビューの前の段階について考えられるものを後から洗い出すということはあるかなと思います。

原科座長 第 1 期の方はどなたでしたか。これはよろしいですか。

それでは、これは手順がよくわからないので、これ以上この段階では議論できないですね。

福田委員 きょうはそういうことでいいのですが、具体的にガイドラインの中身を考えていく上では重要な点だと思いますので、事務局の方に、もしガイドラインの手続どおり行えないような、緊急に行うべき新 JICA の事業というものが考えられるのかどうか、考えられるとしたらどういったものなのかということをも資料としてお出しただければと思います。いかがでしょうか。

原科座長 この件はそういうのを用意していただけますでしょうか。

事務局（渡辺） もう少ししてからになるかと思いますが、お出ししたいと思います。

原科座長 お願いいたします。

高橋委員 その提案の中で、緊急時というときの判断する主体というのは、JICA が判断主体としてあるのか、それとももう少し違う、日本政府全体、外務省とか、そういうふうに入ってくるのか、その辺も含めて御提案いただければと思います。

原科座長 では、今の件もあわせてお願いいたします。

13 ページに移りまして、10 番、「戦略的環境アセスメント（SEA）の取り扱い」です。予定時間はあと 10 数分になりましたけれども、ぎりぎり 10 番まで来ました。

「現行 JICA ガイドラインでは、左記の規定があるのに対し、現行 JBIC ガイドラ

インには規定がない」。これは事業の特性としてそうになっていたのですね。

「できる限りS E A 手続を遵守することを提案」。これに関してはどうでしょう。S E A に関しては、プロジェクトサイクルがどうきちとなるか、そのところがよくわからないと当てはめ方が考えにくいのですけれども、基本的にはS E A をできる限りやるべきだと思います。世銀はさらに進んだ形のものを今やろうとしております。これまではセクター別といたしますか、上位計画だけだったのですけれども、今は総合計画というものもやっています、もう既にテストケースが出ております。各国も行ってありますし、どこまでできるかわかりませんが、できるだけやるということでもいいと思います。

吉田副座長 多分これは前にJ I C A で議論したときと違った状況になっていて、いわゆるグローバル・ウォーミングとかクライメット・チェンジという課題がサミットでも出てきたし、それがO D A とどうリンクするか、ちょっと違った広がりになっていますよね。ですから、そういうことも踏まえて議論したらいいと思います。

原科座長 そうですね。

高梨委員 S E A は今試行錯誤の形で現場では行われていると思いますので、今後これが実際にガイドラインでさらに強化されることになると、1つは、原科先生にお願いなのですが、これまでJ I C A の開発調査でS E A が幾つか行われているのですが、我々現場で、これがS E A かなという疑問を一方で持ちながら、仕様書にあるのでやってみましょうということをやっている例が大分あるのではないかと思うのですが、どこかでレビューしていただいて、これが日本的なといたしますか、S E A としてこれなら十分でしょうというようなところを一度検討していただければと思うのです。我々も勉強会等で我々なりにやっているのですけれども、いまいちS E A はこういうものだというのが、どうしてもまだ試行段階なものですから。いろいろなところでS E A をやるべきだという話はあるのですけれども、途上国の場合、本当の政策的なところで、ざっくりとしたS E A でいいのかどうか、内容的には基本的に同じようなところだと思うのですけれども、そんなことを一度議論できる場があれば幸いです。ちょっとお願いします。

原科座長 ありがとうございます。

私も、これは一気にやるべきだと義務づけまでは難しいと思います。だから、できるだけと申し上げたのですけれども、その背景に、今おっしゃったように技術的な問題とかそれぞれの国の事情がありますので、一括してとはいかないと思うのですね。しかし、いろいろな条件がそろったらできるだけやっていくことが環境社会配慮を進めるために大変重

要なことだと思えます。特に、先ほど吉田副座長がおっしゃったように、グローバル・ウォーミングとか、そういう政策的な問題につながるようなことがこれから出てまいりますので、そうすると、個別のプロジェクトよりもより上位の段階でできるだけそういった配慮をしなければいけないと。そんな意味合いでできるだけという言い方をいたしました。

それから、レビューをしっかりとやってもらいたいということで、これは私としてもやりたいと思っております。

福田委員 私はこの分野は専門家ではないので大したことは言えないのですが、現在のJICAのガイドラインでどういう扱いになっているかということをもまずは確認した方がいいと思うのです。現在のJICAのガイドラインでは、環境社会配慮の基本方針の中でこの戦略的環境アセスメントがキーワードとして挙がっていて、具体的なガイドラインの手続の中では、マスタープラン調査の中で、TORについて戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力するという文言があります。これが今のガイドラインでの戦略的環境アセスメントの取り扱いということであります。

新しいJICAについてどう考えるかということですが、1つは、資金協力の条件として戦略的環境アセスメントがなされていることを要件とするというのはかなり難しい話だろうなと思っていて、そういう話にはならないということになると、実際にこの考え方を反映させることができるのは相当上流の段階について日本側が積極的に関与する場合ということになってきて、その中で日本がお金をつけて調査をするという中でこういった考え方をどれだけ盛り込めるのかということが、新しいJICAの中では1つのかぎになるのかなと思います。

そうすると2つの可能性が考えられて、1つは、協力準備調査の中でも相当上流の複数のプロジェクトの代替案について評価をして、日本政府としてどの事業を優先的に資金協力につなげていこうかというようなレベルの調査を協力準備調査として行う場合が1つ、戦略的環境アセスメントの考え方を導入することができる場合かなと思います。

もう1つは、先ほども議論になりましたが、技術協力のプロジェクトとしてマスタープラン的なものが行われる場合がある。これは恐らくいろいろなパターンがあって、公共政策支援のようなものもあるでしょうし、総合計画的なものもあるのかもしれません。その辺の細かい説明はまだいただけていないので難しいのですが、そういったものの中で戦略的環境アセスメントの考え方を反映していくことも考えられるのかなというのが、新しいJICAとの関係での私の今の考えの整理です。

原科座長 私もそんな感じを持っております。というのは、戦略的環境アセスメントはいろいろな段階がありますので。本当に政策段階でやるものもあるし、計画とか、もうちょっと枠組みが決まった段階とか、より具体的なプログラム段階ですね、普通、ポリシー、プラン、プログラムと、これは前にもお話ししましたが、そういうことでいろいろな段階がありますので、いろいろなケースがあると考えた方がいいと思います。

福田委員 もう1点言うのを忘れていたのですが、高梨さんのおっしゃることはそうだろうとっていて、これは戦略的アセスメントを義務づける云々かんぬんという話ではなく、むしろグッドプラクティスをどうやって蓄積していくかということの方がこの点については重要なのだろうなと。そのためにどういう仕掛けをつくることができるのだろうと、いうことを考えていく必要があるのだろうなということをもも思っていて、先ほどの高梨さんの提案は非常にいい提案だなと思いました。

原科座長 日本国内ではS E Aはおくれておりますけれども、むしろこういう国際協力の場面で先行的にそういう技術蓄積をしまして、日本国内にその成果を生かしていただきたいと思います。ただ、日本国内ではおけているといっても、環境省で去年の4月に位置・規模等の選定段階における戦略的環境アセスメントのガイドラインができました。環境省からちょうど来ておられるので、一言この件でコメントしていただくとありがたいです。担当されましたっけ。御存じですよ。担当じゃなかったらごめんなさい。

事務局（甘枝） この方は異動されたばかりですが。

原科座長 異動される前にそういうのをやっておられなかったですか。違いましたっけ。

小林委員（代理：中川） 今、原科座長がおっしゃった、国内よりも先行して途上国でというのはちょっとどうかなという感じはします。まず国内でしっかりやって、それで試行錯誤を経て途上国へというのが望ましい段取りかなというような感じがいたします。

もう1点、S E Aという考え方をどの程度の縛りでガイドラインに入れるかということも多分難しい問題で、J I C Aで書かれているような相手国政府に働きかけるというような言い方だったら位置づけとしてあり得るのかもしれないとは思いますが、例えばS E Aという考え方をとらなくてはいけないというような強い言い方にすることでは非常に難しくなってくると思うので、どのような位置づけで入れていくのかということを考えていかななくてはいけないということではないかと思えます。

原科座長 S E Aのガイドラインをつくるときは担当はされていなかったのですか。別の部署だったのですか。

小林委員（代理：中川） S E Aは総政局です。

原科座長 では、少しは関係しておられた。

小林委員（代理：中川） 当方は協力室ですので。

原科座長 S E Aの趣旨を取り違えておられるような感じを受けましたので申します。確かに日本でうまくやっていたらそれにこしたことはないのですが、日本ではそういう枠組みがなかなかとりにくいのです。それで、O D Aの世界ではまさに環境社会配慮を早い段階でやろうということがよりできるような状況なので、むしろ技術開発はそちらの方が進むのではないかとということで申し上げたのです。現にJ I C Aはもう試行をやっておられますね。具体例も幾つか出しておられます。ところが、日本の政府ではまだ何もそれをやっていないです。現実にその違いがありますから、日本でやれるまで待ってなんていうことは言っていられないと思います。だから、それはちょっと違うと思います。

それから、できるだけと何度も申し上げたのは、それぞれの国の事情によりますから状況に応じてこれは変えようということで、環境アセスメントは本来、戦略的環境アセスメントだったんですよ。スタートから。つまり、できるだけ早い段階から環境に配慮しましょうと。ところが、できるだけ早い段階といっても、意思決定の早い段階ではなかなか情報公開されないし、参加もできないということで、ある程度情報公開できる段階となると、事業段階、プロジェクトで明確になってからというので、多くの国でそれがスタートしました。しかし、基本的な考え方はもっと早い段階からです。ということで、それに気がついて、もうちょっと早くやるというので、S E Aという言葉というかその中身を世界じゅうがやるようになったわけです。だから、それはできる範囲内でやりましょうというのが私の提案なのです。ほかにございますでしょうか。

では、財務省からも来ておられるので、一言お願いいたします。

高見委員 財務省の高見です。

4時間も座っていて一言も発しないというのは犯罪に近い行為じゃないかと思って、せっかくですから一言申し上げたいのですけれども、きょう議論した8番、9番のところに関して、私は発言はしなかったのですけれども、ここは非常に重要なところだなと思っています。ガイドラインをつくって、きちっと手順を踏んでやっていきましょうと。それで、手順を踏んでいなければ出さないことがあるんですよ、とめますよという話と、手順を踏んでいなくても出す場合がありますよというのは非常に大事なところだと思っていて、結局この議論に関してちょっと待ってくださいという話になってしまうのはやや残念だなと。

ここは非常に大事な問題なので、先送りにしないで、早くたたき台なりを持ってきてもらって、早く議論してもらおうようにしたらどうかという感じが、正直、きょうの議論をしていて。お互いの考えを言い合って終わるのではなくて。進んでいかないですね。なので、いろいろ御事情があるのは私もよくわかるのですけれども、せっかく大事なポイントを議論しているのですから、事務局の方にはぜひ検討を急いでいただいたらどうかと、私の要望として申し上げておきたいと思います。

原科座長 どうもありがとうございます。中間報告にはきちっと書けるように。ですから、きょうを含めて6回の間で議論を進めますから、この間には今のことをきちんとやりたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、ちょうど予定時間の6時になりましたので、きょうはこの辺にいたします。

(2) 第11回の議題について

原科座長 ほぼ予定どおり10まで来ました。ですから、次回は11番、12番ということで、「情報公開」と「ステークホルダーとの協議等」の2つについて議論いたします。

スケジュール表を見ていただきたいと思いますが、次回は8月20日ですね。では、次回の御案内をお願いいたします。

事務局(渡辺) 次回第11回の委員会でございますけれども、8月20日、水曜日の2時から6時、場所はここと同じでございます。よろしくをお願いいたします。

原科座長 それでは、また次回よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

午後6時01分 閉会